

綾瀬市学校教育推進プラン

～ 第2期綾瀬市教育振興基本計画 ～

【後期実行計画 令和8年度～令和12年度】

令和8年3月

綾瀬市教育委員会



目次

I	計画の策定に当たって	P. 4
1	計画策定の趣旨	P. 4
2	計画の対象範囲と位置付け	P. 4
3	計画の対象期間	P. 6
4	策定体制	P. 6
5	計画の推進に向けて	P. 6
6	計画の進行管理	P. 8
II	教育をめぐる状況と課題	P. 9
1	前期実行計画の取組状況	P. 9
2	アンケート調査の結果	P. 10
III	計画の構成	P. 20
1	基本目標	P. 20
2	基本方針	P. 20
3	施策の方向	P. 21
4	体系図	P. 21
IV	後期実行計画	P. 22
	取組一覧	P. 22
V	参考資料	P. 60
1	綾瀬市教育大綱	P. 60
2	綾瀬市学校教育推進プラン策定委員会	P. 62
3	策定経過	P. 64
4	アンケート調査の結果（単純集計）	P. 66



I 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

綾瀬市教育委員会では、令和3年3月に第2期綾瀬市教育振興基本計画となる「綾瀬市学校教育推進プラン」（以下「学校教育推進プラン」という。）及びその前期実行計画を策定し、本市の学校教育の方向性を示すとともに、具体的な施策を計画的に推進してまいりました。

この間、学校教育を取り巻く情勢は大きく変化しており、GIGAスクール構想による一人1台の学習用タブレット端末の導入やAI技術の急速な進展に伴い、子どもたちに求められる資質・能力は変容し、情報活用能力や探究的な学びの力を育む教育への転換が加速しています。一方で、子どもたちを取り巻く課題は多様化・複雑化しており、不登校児童・生徒数は全国で過去最多の約35万3千人[※]に達し、いじめの重大事態の件数も増加の一途を辿っています。これらの課題の背景には、外国につながるのある子どもや特別な支援を必要とする子どもの増加にみられるように、子どもたちの多様化が進んでいることがあり、個々のニーズに応じた支援体制の充実に加え、一人一人の多様な背景や特性を包摂する教育の実現が求められています。

これらの教育活動は、日々子どもたちに向き合う教員の熱意と努力によって支えられていますが、全国的に教員不足が構造的な課題となる中で、教育の質を持続的に確保するためには、教育活動を支える土台となる教員の指導環境を改善し、学校における働き方改革の更なる推進と併せて、教職の魅力の向上を図ることが不可欠です。

この度、前期実行計画の計画期間が終了することから、令和8年度から12年度を計画期間とする後期実行計画を策定します。策定に当たっては、前期実行計画の成果と課題を検証するとともに、このような学校教育を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて方向性の再整理や施策の見直しを行うものとします。

※令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）より

2 計画の対象範囲と位置付け

計画の対象範囲

学校教育推進プランでは、教育施策のうち、学校教育に関するものを対象範囲とします。

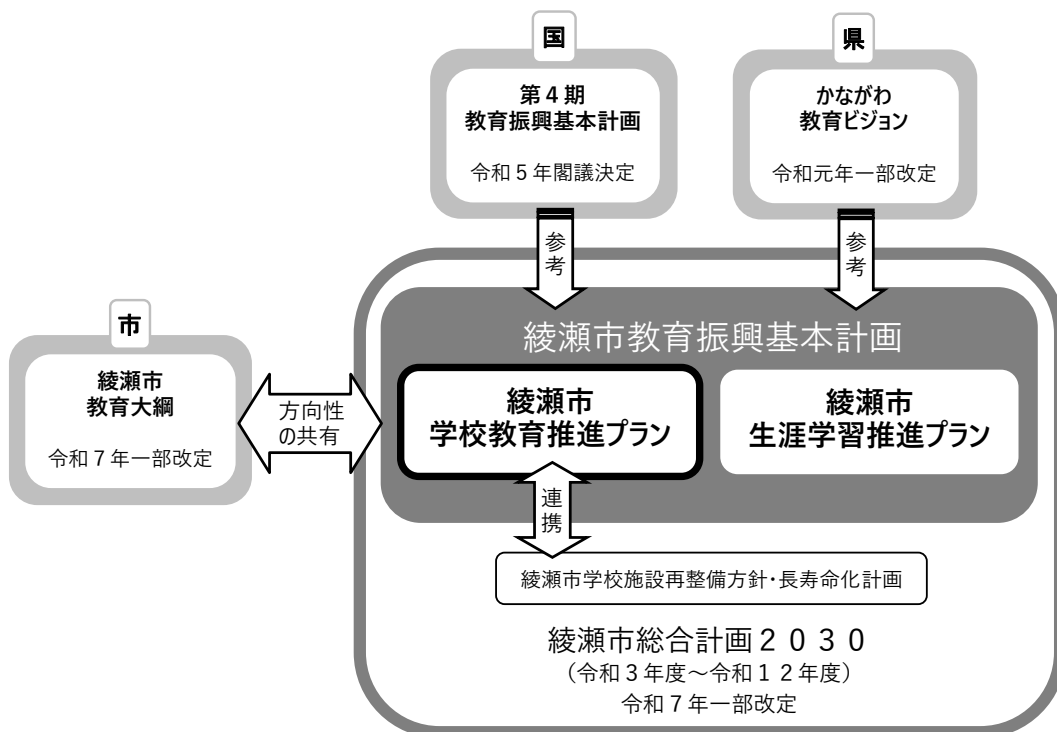
行政組織の見直しに伴い、令和3年4月から生涯学習施設の管理・運営や文化・芸術、文化財に関する事務は市長が管理・執行しているほか、教育委員会の職務権限とされている家庭や地域における社会教育等についても、生涯学習施策全体の一体的な実施のため、権限は教育委員会に残しつつ、市長部局において執行しています。そのため、生涯学習施策については「綾瀬市生涯学習推進プラン」を別途策定し、学校教育推進プランと併せて本市の教育振興基本計画として位置付け、本市の教育行政の推進を図るものとします。

計画の位置付け

学校教育推進プランは、教育基本法*第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、「綾瀬市総合計画」（計画期間：令和3年度～令和12年度、以下「総合計画」という。）の個別計画に位置付けられる計画です。

本プランは、国や県の計画を参考にするとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定される「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として市長と教育委員会が協議し、所定の手続きを経て策定した「綾瀬市教育大綱*」（令和7年一部改定、以下「教育大綱」という。）と教育の方向性の共有を図った上で、具体的な施策を定めています。

また、学校施設の改修に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化並びに効率的な施設維持管理に資するため、令和3年2月に「綾瀬市学校施設再整備方針・長寿命化計画」（以下「長寿命化計画」という。）を策定しました。長寿命化計画は、「綾瀬市公共施設マネジメント基本方針*」（令和3年12月一部改定）の個別施設計画に位置付けられるとともに、学校施設の適正規模・適正配置の考え方に基づいて基本的な方針を定めていることから、本プランと十分に連携を図りながら、児童・生徒のより良い学習・生活環境の確保に努めるものとします。



※ 個別計画：綾瀬市子ども読書活動推進計画

教育基本法 日本の教育に関する根本的・基礎的な法律。教育に関する様々な法令の運用や解釈の基準となる性格を持つことから、「教育憲法」「教育憲章」と呼ばれることもある。

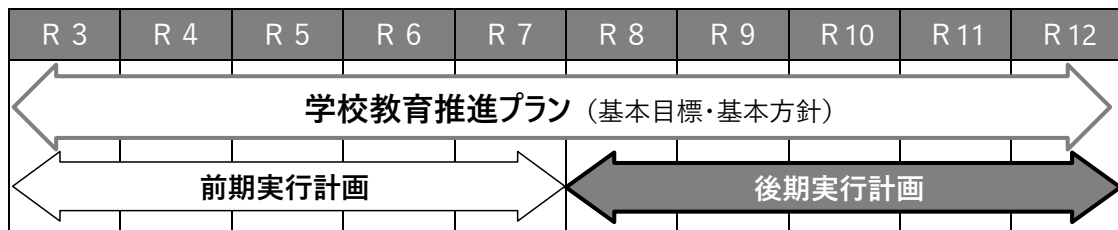
教育大綱 教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を取り入れた、地方公共団体の教育・学術・文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針で、総合教育会議において首長と教育委員会が協議・調整し、首長が策定する。

綾瀬市公共施設マネジメント基本方針 国で策定している「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、地方公共団体で策定する必要がある行動計画（公共施設等総合管理計画）として、平成28年3月に策定された公共施設の在り方に対する基本的な方針。

3 計画の対象期間

学校教育推進プランは、総合計画との整合性を図り、令和3年度から令和12年度までの10年間を対象期間とし、後半の5年間に当たる令和8年度から令和12年度までを後期実行計画の期間とします。

なお、社会状況の変化等により、新たに対応すべき教育課題が発生するなど、計画内容の見直しの必要が生じた場合は、計画期間中であっても適宜見直しを行います。



4 策定体制

学校教育推進プランは、教育長を委員長とする教育委員会内で組織した「綾瀬市学校教育推進プラン策定委員会」に、学校教育分野、社会教育分野、それぞれ1名の学識経験者をアドバイザーとして迎え、生涯学習分野と一体的に策定を進めてまいりました。

後期実行計画の検討に当たっては、学校教育分野の学識経験者2名に加え、綾瀬市立小・中学校校長会の代表者2名をアドバイザーとして迎え、また、綾瀬市自治会長連絡協議会や綾瀬市立小・中学校の各校長会などの関係団体にもヒアリングを行うとともに、こども基本法*の施行に伴い、子ども本人や保護者などの当事者の意見を聴取し、施策に反映することが求められていることから、児童・生徒や保護者、教職員にアンケート調査を行い、調査結果から得られた知見を踏まえながら施策の検討を行ってまいりました。

5 計画の推進に向けて

計画の推進に当たっては、庁内の関係部署はもちろんのこと、学校や家庭、地域、関係機関との連携を進めること、また、国や県に対し、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら一体となって取り組んでいくことが重要です。

社会全体で子どもたちの育ちを支え、綾瀬の子どもたちの生きる力*を育てていくため、こうした連携を進め、学校教育推進プランの着実な実行により教育行政の推進に取り組みます。

こども基本法 こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に施行された。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定められている。

生きる力 いわゆる「知・徳・体」のバランスのとれた力のことをいい、学校教育において子どもたちに身に付けさせたい力の総称。「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体（健康・体力）」などから構成される。平成29年告示の学習指導要領では、子どもたちが「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」も重視し、生きる力を育むことを目指している。

市長部局との連携

教育行政の推進には、教育委員会が教育行政を自らの責任と権限において管理・執行する、執行機関としての役割を果たしていくことはもちろん、総合教育会議*等を通して、市長と教育委員会が教育の方向性を共有しながら取り組むことが重要です。

本市ではこれまで、総合教育会議においてコミュニティ・スクール*や不登校児童・生徒支援、学校図書館*の充実と読書活動の推進等をテーマに、本市が進める教育施策の取り組み状況の共有や今後の方向性について協議を行うとともに、令和8年3月末に対象期間が終了する教育大綱について、見直しに向けた協議を2年にわたって行い、教育の方向性を共有しながら、令和7年9月に改定しました。

また、教育施策のうち、スポーツに関する事務、生涯学習施設の管理・運営や文化・芸術、文化財に関する事務については市長が管理・執行しています。今後もスポーツ施策や生涯学習施策が着実に推進されるよう、また、教育委員会が管理する学校における体育に関する施策や社会教育施策が円滑に実施できるよう、スポーツ・生涯学習分野を始めとする関係部署や関係機関とこれまで以上に連携し、庁内の推進体制の強化を図ることにより、教育行政を推進します。



総合教育会議での協議

学校・家庭・地域との連携

学校が抱える課題や教育環境を的確に把握するために、学校現場とのコミュニケーションを一層充実させ、情報共有や意見交換を行うなど、学校と教育委員会の連携を強化します。

また、各施策を具体的に進めていくため、学校のほか、保護者や地域住民等の意見やニーズを的確に把握するとともに、本市が目指す教育の方向性や施策について、家庭や地域へも広く情報発信し、教育施策への理解を進め、市民・関係機関・関係団体の積極的な参画を促し、地域全体で取組を進めます。

総合教育会議 首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、平成27年4月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により地方公共団体に設置された会議で、教育行政施策等について協議・調整を行う。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されている合議制の機関で、教育委員会が学校や地域の実情に応じて設置することができる。一定の権限を有しており、学校運営の基本方針の承認や学校運営・教職員の任用に関して、教育委員会等に意見を述べるができる。

学校図書館 学校図書館法の規定に基づき学校に設置されている図書館のこと。児童・生徒の読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、学習活動の支援や授業内容の理解を深めるための「学習センター」としての機能、児童・生徒や教職員の情報ニーズへの対応や児童・生徒の情報収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」としての機能を有している。

6 計画の進行管理

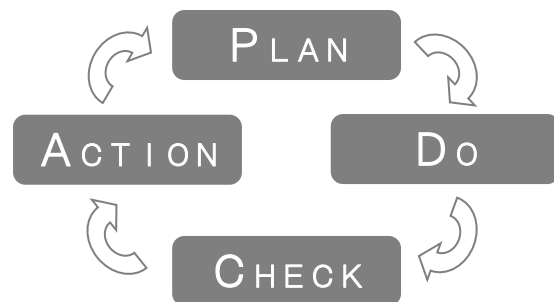
学校教育推進プランを着実に推進するためには、各事業の進捗状況・効果等の進行管理を行い、その結果を点検・評価し、必要な見直しを行うことで、効果的に事業を進めていく必要があります。

そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施している「教育委員会の権限に属する事務の点検・評価」（以下「点検・評価事業」という。）の中で、本プランで示した取組の達成状況・効果等について、教育委員会による自己点検・評価に加え、学識経験者の知見を活用し、検証を行うなど、多角的な視点から評価と進行管理を行います。

また、その結果に関する報告書を作成し、綾瀬市議会に提出するとともに、市の広報やホームページへの掲載などにより市民へ周知していきます。

この計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。

P = P L A N（具体的な施策など）
D = D O（実行）
C = C H E C K（点検・評価）
A = A C T I O N（見直し）



このサイクルは、個々の事業ごとに「P⇒D⇒C⇒A」の順に回り、見直し後、再度「P」に戻り、具体的事業の改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。

毎年実施している点検・評価事業の結果や日々の進行管理を通じて、本市の教育が目指す人間像（基本目標）を実現できるよう取組を推進します。

II 教育をめぐる状況と課題

現代社会は急速かつ複雑に変容しており、その中で子どもたちが生き抜く力を育成するためには、今日的な教育課題の的確な把握と、地域の実情に即した施策の反映が不可欠です。加えて、過去の取組結果を綿密に検証し、教育施策の持続的かつ着実な改善を継続的に推進することが求められます。

また、教育行政の推進にあたっては、行政機関としての説明責任を果たすべく、施策の透明性を確保するとともに、現場が抱える課題や当事者のニーズを的確に把握し、市民に対し政策の必要性および効果を明瞭に提示することが不可欠です。

ここでは、点検・評価事業における前期実行計画の検証結果を取りまとめるとともに、子ども・保護者・教職員を対象としたアンケート調査の分析結果を掲載しています。後期実行計画の策定に当たっては、これらの検証結果及び調査分析を踏まえた上で、具体的な施策の方向や取組内容の見直しを図り、より効果的な教育施策の展開と行政機関としての説明責任の遂行に資するものとしします。

1 前期実行計画の取組状況

各取組については、点検・評価事業において、前年度の取組状況の自己点検・評価を行うとともに、重点取組については、綾瀬市教育委員会点検・評価第三者委員会による外部の視点からの検証も行いながら、計画を推進してきました。

令和4年度から7年度までの点検・評価結果では、ほぼ全ての取組を計画どおり、または計画を上回り実行することができている一方で、実態を踏まえ計画の取組年度を変更した取組など、計画どおり実行できなかった取組もあることから、本点検・評価結果を基に、実施方法の工夫・改善や取組の見直しを行い、後期実行計画に反映するものとしします。

【令和4年度から令和7年度までの点検・評価結果】

評 価	令和4年度 (3年度実施事業)	令和5年度 (4年度実施事業)	令和6年度 (5年度実施事業)	令和7年度 (6年度実施事業)
計画を上回り実行	0事業	0事業	0事業	2事業
計画どおり実行	9事業	8事業	8事業	7事業
計画どおり 実行できなかった	0事業	1事業	1事業	0事業

2 アンケート調査の結果

調査の概要

令和4年6月に成立したこども基本法において、こどもが意見を表明する機会の確保及びこどもの意見を尊重することが基本理念として掲げられ、こども施策の策定等に当たっては、こどもの意見を反映するための措置が義務付けられました。本市においても、同法の趣旨を鑑み、児童・生徒、保護者、教職員の当事者に対し、アンケート調査を実施しました。

調査対象は、タブレット端末の操作及び設問内容の理解が可能と判断される小学校4年生以上の児童・生徒、その保護者及び全常勤教職員としました。

調査方法は、児童・生徒一人1台の学習用タブレット端末を活用したインターネット調査を基本とし、保護者に対しては学校情報配信システムによる周知に加え、依頼書の配付により回答機会の確保に努めました。

【表】回答者区分・対象範囲・調査期間

回答者区分	対象範囲	調査期間
児童・生徒	小学校4年～中学校3年	令和7年7月14日～21日
保護者	上記児童・生徒の保護者	令和7年7月15日～21日
教職員	全常勤教職員	令和7年7月18日～25日

調査項目の設計

調査内容の設計に当たっては、当事者の意見を施策に反映するため、理想的な未来を描き、そこから逆算して取り組むべき施策やその優先順位を決定する「バックキャストिंग」の手法を採用しました。

具体的には、対象者の在籍校や学年などの基本情報を尋ねる設問のほか、学校教育推進プランの施策体系を基に設定した17項目（中学校は、部活動に関する項目を加えた18項目）の「理想的な未来」について、在籍校におけるそれぞれの項目に関する現状を5段階で評価する設問と、それぞれの項目の中から特に大切だと思うものを5つ選択する設問により、現在の施策の現在地点（評価）と、各自が理想とする未来を定量的に調査し、両者の差異を分析することで、今後重点的に取り組むべき施策を明らかにできると考えました。

調査では、児童・生徒、保護者、教職員の各回答者区分に対して共通の設問文及び選択肢を設定することにより、設問意図の統一性を担保するとともに、回答者区分間での横断的な比較分析を可能としました。また、教職員に対しては、定量的な設問に加え、学校教育に関する意見や要望を自由に記述できる欄を設けました。

調査の内容

【調査項目一覧】

- 1 難しい問題につまずいたときに、先生がよりそってくれる
- 2 学校図書館にたくさんの本があって、読書を楽しめる
- 3 タブレットやパソコンなどを使って、いろいろなことができる
- 4 英語をつかって自分の考えや気持ちを伝えられるように、たくさん話す授業がある
- 5 みんながやさしい気持ちで過ごせるような、思いやりの心を大切にしている
- 6 いじめやけんかが起きたとき、学校に、たよりになる大人がいる
- 7 健康な体を作るために、運動や食事について学ぶことができる
- 8 おいしくて栄養がある給食が食べられる
- 9 みんなが安心して学校に来られるように、いろいろなサポートがある
- 10 外国から来た子が、みんなと楽しく学校に通えるように、いろいろなサポートがある
- 11 なやみをいつでもだれかに相談できる
- 12 学校に来られない子に、いろいろなサポートがある
- 13 先生たちが、楽しくてわかりやすい授業をしてくれる
- 14 先生たちが、楽しく元気にはたらいっている
- 15 学校や通学路が安全で、安心して学校に通える
- 16 学校がいつもきれいで、気持ちよく過ごせる
- 17 地域の人たちといっしょに、いろいろな体験ができる
- 18 部活動が充実している (※中学校のみ)

【質問内容・選択肢】

質問1 あなたの学校や、あなたについて、当てはまるものを選んでください。

(各項目について、次の中からひとつ選択)

- ・とてもそう思う
- ・そう思う
- ・そう思わない
- ・全くそう思わない
- ・わからない

質問2 あなたの学校で、あなたが特に大切だと思うものを5つ選んでください。

(【調査項目一覧】の中から5つ選択)

調査結果の概要

アンケート調査の結果について、区分ごとの対象者数・回答者数・回答率を次表に示します。

児童・生徒の回答率は高く、全体の傾向を十分に反映しているものと考えられる一方で、保護者・教職員の回答数が相対的に少ないことから、統計的な精度が担保できない可能性があるため、本アンケート調査の結果は参考値として扱うものとします。また、数値による結果を過度に重視せず、自由記述欄の内容の質的な分析も参考としました。

なお、アンケート調査の単純集計結果については、「Ⅴ 参考資料」(P. 66～)に区分ごとに掲載しています。

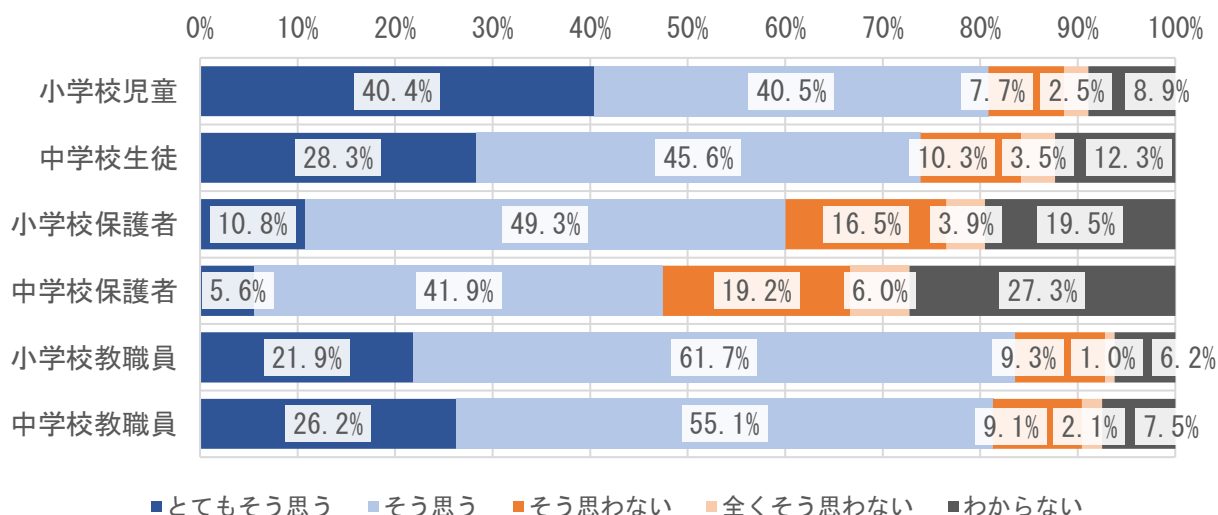
【表】対象者数・回答者数・回答率

対象区分	対象者数	回答者数	回答率
小学校児童	2,237 人	1,300 人	58.1%
中学校生徒	2,302 人	1,265 人	55.0%
小学校保護者	2,237 人	730 人	32.6%
中学校保護者	2,302 人	454 人	19.7%
小学校教職員	339 人	160 人	47.2%
中学校教職員	181 人	69 人	38.1%

項目の評価については、「とてもそう思う」を4点、「そう思う」を3点、「そう思わない」を2点、「全くそう思わない」を1点として評価の指標を算定し、回答者の属性ごとに集計を行いました。

なお、児童・生徒及び教職員は全体的に評価が高い傾向があり、保護者は全体的に低い傾向が見られるなど、回答者の区分によって傾向に差異が見られたことから、回答者区分間の比較に当たっては、偏差値を用いた標準化を実施しました。

【グラフ】評価の傾向（回答者の区分別）



調査結果から得られた知見

(1) 全体を通して

ア 児童・生徒

学年ごとの傾向を分析するため、児童・生徒の各項目の評価の平均点を学年ごとに算出した上で、点数の分布に応じて「高満足群」「中間群」「低満足群」の満足度グループ（クラスター）に分類し、それぞれの割合の差異を比較しました。

児童・生徒の満足度は全体的に高いものの、学年進行に伴い高満足グループの割合が低下する傾向が確認されました。高満足グループは小学校4年生で61.5%を占めますが、学年が上がるにつれて減少し、中学校では30%未満にとどまっています。この傾向は、学校生活に対する課題が学年進行とともに顕在化していくことを示唆しています。

【表】 クラスター分析（児童・生徒の学年進行に伴う満足度の変化）

学年	高満足群	中間群	低満足群	合計	高満足群 (%)	低満足群 (%)
小学校4年生	235人	112人	35人	382人	61.5%	9.2%
小学校5年生	260人	189人	56人	505人	51.5%	11.1%
小学校6年生	158人	180人	75人	413人	38.3%	18.2%
中学校1年生	121人	195人	114人	430人	28.1%	26.5%
中学校2年生	106人	208人	86人	400人	26.5%	21.5%
中学校3年生	126人	222人	87人	435人	29.0%	20.0%

小学校児童は、多くの項目で高い評価をしており、特に「おいしくて栄養がある給食が食べられる（平均スコア3.55/4.00）」「先生たちが、楽しくてわかりやすい授業をしてくれる（同3.45）」への満足度が高い結果となりました。

中学校生徒は、全体的に評価がやや低下する傾向がみられ、特に「授業のわかりやすさ」「先生の寄り添い」に関する評価が小学校と比較して低下しています。学習や対人関係でのサポートニーズが高まる中学校段階において、より一層のきめ細かな対応が求められます。

イ 保護者・教職員

保護者は、児童・生徒よりも全体的に評価が厳しく、特に「英語教育」「いじめ・メンタルヘルスへの対応」に対して慎重な見方を示しています。

教職員は、「子どもへのサポート」などについては自己評価が高い一方で、「先生たちが楽しく元気にはたっている」の項目では小学校教職員の平均スコアが2.98と低く、自身の労働環境への課題感がうかがえました。

(2) 単純集計の結果

評価のスコアについて、回答者の区分ごとに平均値を算出し、上位3項目及び下位3項目について次表のとおりまとめました。

【表】回答者区分別の評価上位・下位項目

回答者区分	評価上位3項目（点数）	評価下位3項目（点数）
小学校児童	<ul style="list-style-type: none"> ・おいしくて栄養がある給食が食べられる (3.40) ・先生たちが、楽しくてわかりやすい授業をしてくれる (3.30) ・タブレットやパソコンなどを使って、いろいろなことがで…(3.26) 	<ul style="list-style-type: none"> ・なやみをいつでもだれかに相談できる (2.69) ・地域の人たちといっしょに、いろいろな体験ができる (2.67) ・学校に来られない子に、いろいろなサポートがある (2.56)
中学校生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・健康な体を作るために、運動や食事について学ぶことがで…(3.14) ・みんながやさしい気持ちで過ごせるような、思いやりの心… (3.14) ・おいしくて栄養がある給食が食べられる (3.06) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人たちといっしょに、いろいろな体験ができる (2.10) ・外国から来た子が、みんなと楽しく学校に通えるように、…(2.07) ・学校に来られない子に、いろいろなサポートがある(2.05)
小学校保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館にたくさんの本があって、読書を楽しめる (2.71) ・タブレットやパソコンなどを使って、いろいろなことがで…(2.65) ・学校や通学路が安全で、安心して学校に通える (2.61) 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国から来た子が、みんなと楽しく学校に通えるように、… (1.90) ・英語をつかって自分の考えや気持ちを伝えられるように、…(1.77) ・学校に来られない子に、いろいろなサポートがある (1.37)
中学校保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・おいしくて栄養がある給食が食べられる (2.50) ・タブレットやパソコンなどを使って、いろいろなことがで…(2.37) ・学校や通学路が安全で、安心して学校に通える (2.36) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人たちといっしょに、いろいろな体験ができる (1.38) ・外国から来た子が、みんなと楽しく学校に通えるように、…(1.31) ・学校に来られない子に、いろいろなサポートがある (1.11)
小学校教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなが安心して学校に来られるように、いろいろなサポ…(3.27) ・学校図書館にたくさんの本があって、読書を楽しめる (3.20) ・みんながやさしい気持ちで過ごせるような、思いやりの心…(3.17) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校がいつもきれいで、気持ちよく過ごせる (2.69) ・英語をつかって自分の考えや気持ちを伝えられるように、…(2.51) ・地域の人たちといっしょに、いろいろな体験ができる (2.30)
中学校教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・みんながやさしい気持ちで過ごせるような、思いやりの心…(3.22) ・みんなが安心して学校に来られるように、いろいろなサポ…(3.22) ・学校図書館にたくさんの本があって、読書を楽しめる (3.20) 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国から来た子が、みんなと楽しく学校に通えるように、…(2.61) ・地域の人たちといっしょに、いろいろな体験ができる (2.49) ・英語をつかって自分の考えや気持ちを伝えられるように、…(2.30)

次に、「特に大切だと思う」と回答した人の割合が多かった項目は次のとおりです。「楽しくてわかりやすい授業」が上位にあり、多くの人が学びを大切にしていることや、いじめ対策・思いやりの心を大切にする感覚が多くの人に共有されていることがうかがえます。

【表】回答者区分別の期待度上位・下位項目

回答者区分	期待度上位3項目（割合）	期待度下位3項目（割合）
小学校児童	<ul style="list-style-type: none"> ・おいしくて栄養がある給食が食べられる（49.5%） ・先生たちが、楽しくてわかりやすい授業をしてくれる（43.1%） ・いじめやけんかが起きたとき、学校に、たよりになる大…(42.0%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国から来た子が、みんなと楽しく学校に通えるように…(19.4%) ・地域の人たちといっしょに、いろいろな体験ができる（12.8%） ・英語をつかって自分の考えや気持ちを伝えられるように…（11.0%）
中学校生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・先生たちが、楽しくてわかりやすい授業をしてくれる(48.2%) ・部活動が充実している(46.8%) ・みんながやさしい気持ちで過ごせるような、思いやりの…(44.7%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国から来た子が、みんなと楽しく学校に通えるように、…(9.0%) ・英語をつかって自分の考えや気持ちを伝えられるように…(8.5%) ・地域の人たちといっしょに、いろいろな体験ができる(5.1%)
小学校保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめやけんかが起きたとき、学校に、たよりになる大…(59.3%) ・みんながやさしい気持ちで過ごせるような、思いやりの…(53.2%) ・先生たちが、楽しくてわかりやすい授業をしてくれる（47.8%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館にたくさんの本があって、読書を楽しめる（12.3%） ・地域の人たちといっしょに、いろいろな体験ができる（8.1%） ・外国から来た子が、みんなと楽しく学校に通えるように…（6.3%）
中学校保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめやけんかが起きたとき、学校に、たよりになる大…(55.5%) ・先生たちが、楽しくてわかりやすい授業をしてくれる（54.0%） ・難しい問題につまずいたときに、先生がよりそってくれる（50.7%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康な体を作るために、運動や食事について学ぶことが…(9.0%) ・地域の人たちといっしょに、いろいろな体験ができる（6.6%） ・外国から来た子が、みんなと楽しく学校に通えるように…(4.2%)
小学校教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・先生たちが、楽しくてわかりやすい授業をしてくれる（69.4%） ・みんながやさしい気持ちで過ごせるような、思いやりの…（66.9%） ・先生たちが、楽しく元気にはたらいっている（59.4%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人たちといっしょに、いろいろな体験ができる（8.1%） ・健康な体を作るために、運動や食事について学ぶことが…(4.4%) ・英語をつかって自分の考えや気持ちを伝えられるように…（0.6%）
中学校教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・先生たちが、楽しくてわかりやすい授業をしてくれる（65.2%） ・みんながやさしい気持ちで過ごせるような、思いやりの心を大切にしている（62.3%） ・先生たちが、楽しく元気にはたらいっている（59.4%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・おいしくて栄養がある給食が食べられる（7.2%） ・英語をつかって自分の考えや気持ちを伝えられるように、たくさん話す授業がある（5.8%） ・地域の人たちといっしょに、いろいろな体験ができる（2.9%）

（３）評価と期待度のギャップ分析の結果

「大切だと思うもの（期待度）」の順位と「現在の状況（評価）」の順位を比較し、「期待度の順位が高いにもかかわらず、評価の順位が低い項目」を特定しました。このような項目は、回答者が重要と認識しているにもかかわらず現状の評価が相対的に低い施策であり、後期実行計画において重点的に取組を強化すべき領域として注目されます。

【表】評価と期待度の差異が顕著な項目（回答者区分別・上位2項目）

回答者区分	項目	順位の差異
小学校児童	なやみをいつでもだれかに相談できる	10
	難しい問題につまずいたときに、先生がよりそってくれる	8
中学校生徒	なやみをいつでもだれかに相談できる	10
	学校がいつもきれいで、気持ちよく過ごせる	9
小学校保護者	なやみをいつでもだれかに相談できる	10
	いじめやけんかが起きたとき、学校に、たよりになる大人がいる	8
中学校保護者	いじめやけんかが起きたとき、学校に、たよりになる大人がいる	10
	なやみをいつでもだれかに相談できる	9
小学校教職員	先生たちが、楽しく元気にはたらいっている	11
	先生たちが、楽しくてわかりやすい授業をしてくれる	7
中学校教職員	学校がいつもきれいで、気持ちよく過ごせる	10
	先生たちが、楽しく元気にはたらいっている	9

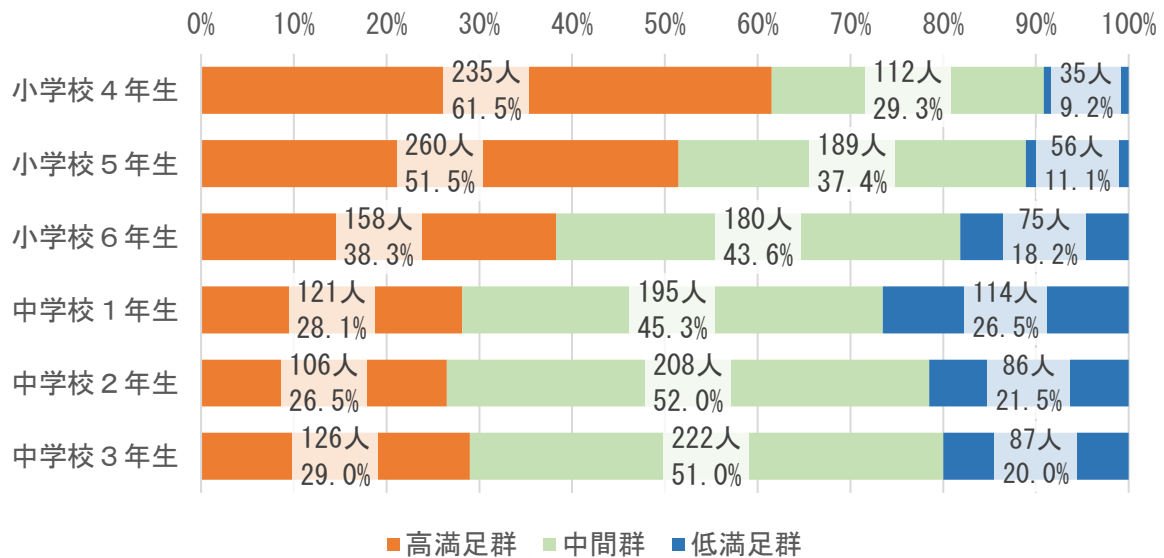
全ての回答者区分に共通して、「なやみをいつでもだれかに相談できる」がギャップ上位に位置しており、相談体制の充実が横断的な重点課題であることが明らかになりました。

教職員においては「先生たちが、楽しく元気にはたらいっている」のギャップが大きく、教職員自身が働きがいを持って教育活動に取り組める環境の整備が急務であることが示されています。

（４）小学校から中学校への移行に伴う変化（中1ギャップ）

小学校から中学校への移行は、教科担任制への変化、学習内容の高度化、人間関係の再構築など、児童・生徒の生活環境が大きく変わる時期であることを踏まえ、小学校6年生と中学校1年生の回答の傾向に差異があるか確認したところ、低満足群の割合は学年が上がるにつれ段階的に増加しますが、最も大きな増加が見られるのは小学校6年生（18.2%）から中学校1年生（26.5%）への移行期であり、8.4ポイントの増加が確認されました。これは他の学年間の変化よりも大きく、小学校から中学校の移行期に、学校生活への不満を抱える児童・生徒が急増する可能性を示唆しています。

【グラフ】 クラスタリング分析（児童・生徒の学年進行に伴う満足度の変化）



また、高満足群の割合も小学校高学年から段階的に減少していますが、中学校 2 年生以降は低満足群の割合がむしろ減少に転じており、中学校生活への適応が進むことで一定の回復が見られます。このことは、小学校から中学校への移行期の支援を集中的に行うことで、満足度低下を最小限に抑えられる可能性があります。

(5) 教員の働き方と児童・生徒の学校生活満足度の関連

教員の働き方と児童・生徒の満足度の関連性を調べるため、児童・生徒が「先生たちが、楽しく元気にはたらいている」と感じていることが他の項目に影響を与えるのか分析しました。

【表】 教員の働き方と児童・生徒の学校生活満足度の関連（回帰分析*）

項目（目的変数*）	相関係数*	決定係数* (R ²)	回帰係数*
先生たちが、楽しくてわかりやすい授業をしてくれる	0.76	0.57	0.60
学校や通学路が安全で、安心して学校に通える	0.66	0.43	0.61
みんながやさしい気持ちで過ごせるような、思いやりの心…	0.37	0.13	0.24
難しい問題につまずいたときに、先生がよりそってくれる	0.34	0.12	0.26

回帰分析 結果として表れる数値が、ほかのいくつかの要素によってどのように影響されているかを分析する手法。
説明変数 回帰分析において目的変数の変化に影響を与えると考えられる要素のことを指す。これらの変数を用いて目的変数の動きを説明・予測することを目的としている。
目的変数 回帰分析において分析の対象となる結果の値を指す。説明変数との関係を通じて、その変動を予測または把握することを目的としている。
相関係数 2つの変数の間に存在する関係の強さと方向を示す統計量です。値は-1から1までの範囲で示され、1に近いほど正の強い関係、-1に近いほど負の強い関係があることを表す。
決定係数 この分析が目的変数の変動をどの程度説明できているかを示す指標であり、0から1の値を取る。値が大きいくほど説明力が高いことを意味する。
回帰係数 各説明変数が目的変数に与える影響の大きさと方向を示す係数であり、その符号により増減の関係を把握できる。

特に「授業の楽しさ」に関する満足度の高さと強く関係することが確認できました。これは、教員の働きがいや健康状態が、授業の質や児童・生徒の学校満足度に直結している可能性を示唆しています。

教員の業務改善・メンタルヘルス対策は、狭義の働き方改革にとどまらず、教育の質向上施策そのものであり、教員が元気に働ける環境整備が、子どもたちの学びの質を高める効果的な手法であると考えられます。

（６）特色ある学校づくりへの期待

各校における「授業の楽しさ」の数値について、「教員の元気さ」からの予測される数値との差異を確認したところ、予測される値よりも「授業の楽しさ」の数値が高い学校がありました。このことは、先生が忙しい中でも授業を充実させている独自の工夫（カリキュラム・マネジメント等）がある可能性を示しており、このような好事例をヒアリングし、市内全校へ展開していくことが有効だと考えられます。

（７）教職員の自由記述の分析（テキストマイニング分析）

教職員に対し、教育行政全般に関する意見を自由記述により回答を求め、寄せられた意見について分析を行いました。

【表】テキストマイニング分析（教職員が最も多く使った言葉のランキング）

順位	単語	出現数	解説
1位	学校	18	「学校を良くしたい」「学校の問題点」という文脈で多用。
2位	職員	11	「職員の健康」「職員同士の理解」などへの言及。
2位	子ども	11	主語は子どもたち（生徒・児童）が多い。
4位	教員	9	「教員不足」「教員の事務負担」というネガティブな文脈で多用。
5位	時間	6	「話し合う時間」「余裕」が"ない"という文脈で出現。
6位	削減	6	業務削減、仕事の吟味など、強い要望として出現。

【表】共起ネットワーク分析（言葉のつながりの分析から確認できた主要なテーマ）

テーマ	キーワード	特徴
時間と余裕の確保を求める声	「仕事」「削減」「時間」「余裕」	単に業務を減らしたいというのではなく、「子どもや同僚と向き合うための時間が欲しい」という建設的な文脈で語られている。
人的体制の充実を求める声	「教員」「配置」「不足」「支援」	特に特別支援教育や不登校対応のための人材確保を求める声が多く見られ、人的リソースの不足に対する危機感が表れている。

また、文脈について分析してみると、「～ない」のような、否定的な表現の対象は主に時間・人的リソースの不足に関するものであり、子どもに対する否定的な意見は見られませんでした。

一方で、「～たい」「～ほしい」のような願望表現は、「給料を上げてほしい」のような個人的な待遇改善を望む声はなく、「良い教育をするための環境整備」を求める声が圧倒的に多いことから、教職員の「子どもと向き合いたいのに、業務量と人手不足でそれが十分に叶わない」というもどかしさが表れていると考えられます。

調査結果のまとめ

本アンケート調査を通じて得られた主要な知見と、後期実行計画への反映の方向性は次のとおりです。

(1) 学校における働き方改革の推進

教職員が「楽しく元気に働いている」と児童・生徒が感じることは、授業の質や学校生活全般の満足度に影響する可能性があります。教職員の多忙化解消や人的体制の充実は、教育の質の向上に直結する最重要施策の一つとして捉え、重点的に取り組むものとしします。

(2) 相談体制の充実

全ての回答者区分において、「悩みの相談体制」が評価と期待度のギャップが最も大きい項目として特定されました。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を進めるとともに、総合教育支援センターにおける切れ目のない教育相談体制の構築を重点施策として位置づけ、取組の充実を図ります。

(3) 綾瀬市型小・中一貫教育の推進

学年間のクラスタリング分析の結果、小学校から中学校への移行期に不満を抱える児童・生徒が急増することがうかがえます。現在、綾瀬市では小中一貫教育を推進し、授業スタイルの共通化や体験授業の実施により、学校文化や指導方法の段差の緩和を図っており、今後も同取組を更に発展することが求められます。

(4) 学習環境の改善

「学校がいつもきれいで、気持ちよく過ごせる」が全区分で評価が低くなる傾向がありました。学校施設の適切な維持管理と計画的な整備を進め、児童・生徒が安全で快適な環境で学べるよう、学習環境の充実を図ります。

(5) 安全・安心な学校給食の継続・発展

給食を始めとする食育・健康づくりに関する施策は、全ての回答者区分において高い評価を得ています。引き続き安全・安心な学校給食の提供と健康教育の充実に取り組むとともに、これらの取組を一層発展させます。



Ⅲ 計画の構成

学校教育推進プランは、今後10年間の本市の教育の目標、方向性として、「基本目標」と「基本方針」を定めるとともに、具体的な施策の方向や取組内容については、前期・後期の各5年間を計画期間とした「実行計画」を策定します。

1 基本目標

学校教育推進プランでは、教育大綱の基本理念等につながる目標として、「綾瀬の教育が目指す人間像」のうち、学校教育の推進により目指す人間像を基本目標として設定しています。

従前の教育大綱では、豊かな心を持ち、思いやりにあふれる子どもの姿として「人を思いやり」と表現していましたが、見直しに関する協議を重ねた結果、思いやりの対象は人間に限定されず、動植物や環境を含む広い概念であることから、「思いやりがあり」と表現を改めることになりました。学校教育推進プランの基本目標は、教育大綱の基本理念につながる目標として設定していることから、後期実行計画の策定に当たって、同様に表現を改めるものとします。

～思いやりがあり 社会を生き抜く力を身に付けた 綾瀬の子ども～

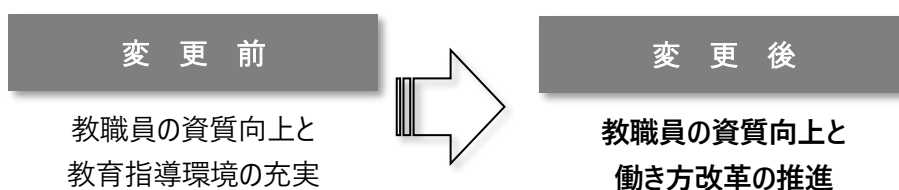
子どもたちが自ら学び・考え・行動することができ、豊かな心と希望、そして社会の一員としての自覚を持って、たくましく成長していくことが望まれます。

2 基本方針

学校教育推進プランでは、基本目標を達成するための学校教育における施策レベルでの基本的な考え方や方向性をまとめ、6の基本方針として示しています。

10年間を見通した基本的な方向性を示している基本方針は、短期的な内容の変更が見込まれるものではありませんが、学校における働き方改革を含む「教育指導環境の充実」を位置付けた「基本方針4」については、近年、教員の厳しい労働実態の是正が喫緊の課題となっており、アンケート調査の結果からも読み取れるように、学校教育推進プランの実効性を確保するためには、教員が子どもたちに向き合う時間を創出することが不可欠であることから、後期実行計画では、次のとおり表現の整理を行い、本市の教育の方向性をより明確に示すものとします。

基本方針 4



3 施策の方向

前期・後期5年間の具体的な取組内容を示した実行計画では、基本目標を実現するための具体的な方向性を基本方針ごとにまとめ、本市の現状と課題を踏まえながら「施策の方向」として示しています。後期実行計画では、本市の教育をめぐる状況と課題の変化を踏まえながら、次のとおり見直しを行い、次章の「Ⅳ 後期実行計画」において、個別事業（取組）との関連性を示しながら、基本方針ごとに詳細を整理しています。

基本方針	施策の方向	変更内容
No.1	教育の情報化の充実	名称の変更
	グローバル化社会の持続的な発展に向けた教育の推進	新設
No.2	学校給食の充実	名称の変更
	部活動の地域展開	新設
No.3	多様な教育的ニーズへの支援とインクルーシブ教育の推進	名称の変更
	切れ目のない教育相談体制の整備	名称の変更
No.4	学校ICT環境の充実	新設

4 体系図





IV 後期実行計画

後期実行計画では、現状や課題を踏まえ、基本目標を実現するために重点的に取り組むことが必要な事業を「重点取組」として位置付け、年度別の取組と事業量を「年度別目標」として設定するとともに、後期実行計画期間終了時の目標を「5年後の目標」として示しています。

前期実行計画で重点取組とした事業に関しては、その優先度に変化がないことから、後期実行計画においても引き続き重点取組として設定するとともに、近年の教育を取り巻く状況変化及びアンケート調査の結果を踏まえて、新たに次の2事業を重点取組に加え、合計で10事業を重点取組としました。

基本方針	施策の方向	取組名
No.2	部活動の地域展開	部活動の地域展開
No.3	切れ目のない教育相談体制の整備	総合教育支援センターにおける切れ目のない教育相談の実施

そのほかの取組については、「その他取組」として事業の概要と主な取組を掲載しています。

なお、複数の施策の方向に関連する取組については、最も関連が深い施策の方向へ整理したものを「本掲」とし、その他の施策の方向へ整理したものを「再掲」と表記しています。

取組一覧

取組数 40事業（再掲の1事業を除く）

【内訳】 重点取組（重点）：10事業

その他取組（空欄）：30事業（再掲の1事業を除く）

No.	取組	区分	取組名	所管課	頁
基本方針1 確かな学力を育む教育の推進					
1-1 一人一人の子どもに向き合うきめ細かな指導の充実					
1		継続	きめ細かな指導の推進	学校教育課	26
2	重点	拡充	小・中学校における読書活動の推進	教育指導課	25
3		継続	教員用教科書・指導書の整備	教育指導課	26
1-2 学びの系統性・連続性を踏まえた教育の推進					
4	重点	拡充	小中一貫教育の推進	教育指導課	28
5		継続	幼・保・こ・小連携の推進	教育指導課	29
6		継続	魅力ある学校づくりの推進	教育指導課/教育総務課	29
1-3 教育の情報化の充実					
7	重点	拡充	教育の情報化の充実	教育研究所/教育指導課	31
1-4 グローバル化社会の持続的な発展に向けた教育の推進					
8		拡充	持続可能な社会の創り手を育む教育の推進	教育指導課/教育研究所	33
9		継続	環境問題への取組	教育指導課/教育研究所	33
10		継続	外国語（英語）教育の充実	教育指導課	33

No.	取組	区分	取組名	所管課	頁
基本方針2 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進					
2-1 豊かな心の育成					
11		継続	心の教育の推進	教育指導課	36
12		継続	人権教育の推進	教育指導課	36
13	重点	継続	児童・生徒指導の充実	教育指導課	35
2-2 健やかな体の育成					
14		継続	健康教育の充実	教育指導課	38
15		継続	食育指導の推進	教育指導課/学校教育課	38
16		継続	児童・生徒の健康管理	教育指導課/学校教育課	38
2-3 学校給食の充実					
17		継続	安全・安心な学校給食の実施と質の向上	学校教育課	39
-	No.15再掲	継続	食育指導の推進	教育指導課/学校教育課	39
2-4 部活動の地域展開					
18	重点	新規	部活動の地域展開	教育指導課	41
基本方針3 支援教育の充実					
3-1 多様な教育的ニーズへの支援とインクルーシブ教育の推進					
19		継続	教育支援の充実	総合教育支援センター	44
20		継続	介助員・看護介助員の配置	総合教育支援センター	44
21		拡充	通級指導の充実	総合教育支援センター	44
22		継続	学習支援者の派遣	教育指導課	44
23	重点	拡充	外国につながるのある児童・生徒への支援	教育指導課/教育研究所	43
3-2 切れ目のない教育相談体制の整備					
24	重点	新規	総合教育支援センターにおける切れ目のない教育相談の実施	総合教育支援センター	46
25		継続	スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの効果的な活用と連携	総合教育支援センター	46
26		継続	教育支援教室及び校内教育支援教室における支援の充実	総合教育支援センター	46
基本方針4 教職員の資質向上と働き方改革の推進					
4-1 教職員の研究・研修の充実					
27		継続	教職員の研修の充実	学校教育課/教育指導課/教育研究所	48
28		継続	教職員の教育研究の推進	教育指導課/教育研究所	49
29		継続	授業改善の推進	教育指導課	49
4-2 学校における働き方改革の推進					
30	重点	拡充	学校における働き方改革の推進	学校教育課/教育総務課	50
基本方針5 子どもたちの学びを支える教育環境の充実					
5-1 児童・生徒の安全対策の推進					
31		継続	児童・生徒の安全対策の充実	教育総務課/学校教育課/教育指導課	53
32		継続	宿泊行事への看護師等の配置	教育指導課/総合教育支援センター	53
5-2 学習環境の充実					
33		継続	教材等消耗品・備品の購入	教育総務課	55
34		継続	校務作業員の配置	教育総務課	55
35		継続	学校環境衛生管理の徹底	教育総務課/教育指導課	55
36		継続	就学等のための経済的支援	学校教育課	55
5-3 学校ICT環境の充実					
37	重点	拡充	学校ICT環境の充実	教育研究所	57
基本方針6 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の充実					
6-1 開かれた学校づくりの推進					
38	重点	拡充	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	教育指導課/生涯学習課	59
39		継続	学校評価の実施	教育指導課	59
40		継続	学校開放の実施	教育総務課	59

基本方針
1

確かな学力を育む教育の推進

施策の方向
1-1

一人一人の子どもに向き合うきめ細かな指導の充実

少人数学級*・少人数指導*によるきめ細かな指導に取り組むとともに、情報の収集・選択・活用能力の育成に向けて学校図書館を充実し、子どもたちの確かな学力を育成します。

1 現状と課題

現 状

- 小学校における35人以下学級や教科担任制の実施、中学校の英語・数学における少人数指導の実施により、きめ細かな指導に取り組んでいます。
- 全校に学校司書を配置し、司書教諭と連携しながら学校図書館機能の充実を図っています。
- 本に触れる機会を増やすため、全児童・生徒に一人1冊の本を配付しました。また、市立図書館と連携し、読書活動や授業において様々な図書館資料を活用しています。
- 小学校4年生から中学校3年生までの全学級に、小学生向けの新聞や中学生向けの新聞を配架しています。
- 教員が効果的に、かつ質の高い授業を行うことができるよう、教員用の教科書・指導者用デジタル教科書*・指導書を整備しています。



学校図書館（中学校）

課 題

- 教科担任制である中学校では、少人数指導を実施している教科の教員免許を所有している非常勤講師の継続的な確保が課題となっています。
- 中学校の学級編制の標準を35人に引き下げる法改正により、令和10年度までに中学校全学年においても35人以下学級が実現することになりました。引き続き、少人数によるきめ細かな指導が行われるよう、指導体制の整備に取り組んでいく必要があります。

少人数学級 法律で定められている1学級当たりの人数の基準を下回る基準で編制された学級。

少人数指導 一つの学級を少人数のグループに分け、グループごとに授業を行うことや、一つの学級の授業を複数の教員が協同して指導を行うチームティーチングのこと。

デジタル教科書 パソコンで読み込み、紙媒体の教科書と同じ内容を電子黒板等で拡大表示し、画像を動かしたり、音声を聞いたり、書き込むことのできるデジタル化された教科書。

- 子どもたちの読書環境の充実のため、多くの学校で市立図書館との連携が進むよう、図書の配送手段の確保など、体制整備に取り組んでいく必要があります。
- 学校図書館をさらに充実するためには専門的な知識・スキルが求められるため、学校司書・司書教諭を対象とする研修体系の整備・実施により、資質・能力の向上を図る必要があります。

2 主な取組（重点取組等）

取組No.2	小・中学校における読書活動の推進	区分	拡充	所管課	教育指導課
重点取組					
概要	読書活動を通じた学力向上に資するため、学校司書の配置と市立図書館との連携により、学校図書館の読書センター、学習センター、情報センターとしての機能を強化するとともに、新聞を配架し、情報の収集・選択・活用能力の育成を推進します。				
年度別取組目標	年度	取組内容	事業量		
	R 8	①学校司書の各校配置 ②新聞の配架 ③図書担当教諭と学校司書の資質向上のための研修の実施 ④市立図書館との連携 ⑤蔵書管理システムの更新に向けた仕様の検討	①全小中学校 ②小学校4年生～中学校3年生の全クラス ③年3回 ④配本事業：全小学校 学校支援貸出：44件 図書館案内：3校 ⑤連絡会議における意見交換		
	R 9	①～④同上 ⑤蔵書管理システムの更新	①～④同上 ⑤全小・中学校		
	R 10	①～④同上	①～③同上 ④配本事業：全小学校 学校支援貸出：59件 図書館案内：3校		
	R 11	①～④同上	①～④同上		
	R 12	①～④同上	①～④同上		
5年後の目標	学校司書と司書教諭の資質向上を図るとともに、市立図書館との連携体制を整備し、学校図書館機能の充実を図ります。				

3 その他取組

取組No.1	きめ細かな指導の推進	区分	継続	所管課	学校教育課
概要	きめ細かな指導ができるよう、非常勤講師を配置し、小・中学校における少人数指導等を実施します。				
主な取組内容	小学校における少人数指導等の実施				
	中学校における少人数指導（英語・数学）等の実施				

取組No.3	教員用教科書・指導書の整備	区分	継続	所管課	教育指導課
概要	教員の指導力向上と授業改善のため、教員用教科書・指導者用デジタル教科書・指導書を計画的に整備します。				
主な取組内容	学級・教員の増、特別支援学級*・少人数学級等の変更に伴う教員用教科書・指導書の購入				
	教科書の改訂に伴う教員用教科書・指導者用デジタル教科書・指導書の購入				



中学校における少人数指導



教員用教科書・指導書

特別支援学級 知的障がいや発達障がい等の教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な指導を行うことを目的として設置される学級。

施策の方向
1-2

学びの系統性・連続性を踏まえた教育の推進

各校の特色を生かした魅力ある学校づくりに取り組むとともに、授業スタイルの共通化や中学校の授業体験などにより、義務教育9年間を一貫した系統的な教育を進めることで、小・中学校9年間の学びと育ちの連続性を確保し、子どもたちに必要な資質・能力を育成します。

1 現状と課題

現 状

- 小学校から中学校の9年間を通して系統性・連続性のある教育が受けられるよう、市全体での小中一貫教育*を目指し、「綾瀬市型小中一貫教育モデル」(令和元年度策定)を基に、令和3年度から綾瀬市型小中一貫教育を段階的に開始しています。
- 子どもの発達を踏まえた時間割・学習活動の工夫などを通し、新入学児童が学校生活へスムーズに移行できるよう、スタートカリキュラムを実施しています。
- 各校の学校教育目標を踏まえた、総合的な学習の時間*の取組、児童・生徒指導の充実、人権教育・キャリア教育*の推進、きめ細かな進路指導など、魅力ある学校づくりを進めています。

課 題

- これまでの取組を踏まえて「綾瀬市型小中一貫教育モデル」を改定し、全小・中学校での実装に向け、年次計画・役割分担・評価指標を含む協議を進める必要があります。
- 新入学児童が学校生活へ移行した後も適応していけるよう、幼稚園・保育所・認定こども園との連携を図りながら、一人一人のニーズに応じてスタートカリキュラムの内容を工夫していく必要があります。
- 子どもたちの生きる力を育むため、子どもたちが主体的に学校生活や学習に取り組める環境を整備する必要があります。

小中一貫教育・綾瀬市型小中一貫教育 小・中学校が情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す「小中連携教育」のうち、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育。綾瀬市型小中一貫教育は「どの小学校から中学校へ進学しても系統性のある教育が受けられるよう、中学校区毎ではなく、市全体で一貫教育」を目指している取組。令和元年度に「綾瀬市型小中一貫教育モデル」を策定した。

総合的な学習の時間 児童・生徒が探究的な見方・考え方を働かせ、教科の枠を超えた横断的・総合的な課題学習を行う時間。学習指導要領が適用される学校（小・中・高等・中等教育・特別支援学校）で平成12年から段階的に始められた。

キャリア教育 児童・生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくための教育。

2 主な取組（重点取組等）

取組No.4	小中一貫教育の推進		区分	拡充	所管課	教育指導課
重点取組						
概要	綾瀬市が目指す子ども像の実現に向け、綾瀬市型小中一貫教育モデルに基づき、授業スタイルの共通化や中学校の授業体験等を実施することにより、義務教育9年間の発達段階を見通し、小学校1年生から中学校3年生までの一貫した教育課程を編成し、系統的な教育を推進します。					
年度別取組目標	年度	取組内容	事業量			
	R 8	①綾瀬市型小中一貫教育の調査・研究及び綾瀬市型小中一貫教育モデルの見直しに向けた検討 ②小・中学校間の情報共有 ③中学校の授業体験の実施 ④小学校教科担任制・交換授業の推進 ⑤取組内容の周知・啓発	①綾瀬市型小中一貫教育推進連絡協議会：年3回 小中合同総括教諭連絡会：6回（3部会×2回） ②研修会・担当者会：随時 あやせ小中一貫教育の日：1回 ③全小学校 ④全小学校（教科は学校ごとに設定） ⑤綾瀬市型小中一貫教育だよりの作成・配付：1回			
	R 9	①綾瀬市型小中一貫教育の調査・研究及び綾瀬市型小中一貫教育モデルの見直し ②～⑤同上	①～⑤同上			
	R 10	①綾瀬市型小中一貫教育の調査・研究 ②～⑤同上	①～③同上 ④全小学校高学年（教科は学校ごとに設定） ⑤同上			
	R 11	①～⑤同上	①～⑤同上			
	R 12	①～⑤同上	①～⑤同上			
5年後の目標	綾瀬市型小中一貫教育推進連絡協議会の実施や綾瀬市型小中一貫教育モデルの教職員に向けた周知・徹底により、授業スタイルや児童・生徒指導事項を中心に小・中学校間での系統的な教育課程の編成を進めます。					

3 その他取組

取組No.5	幼・保・こ・小連携*の推進	区分	継続	所管課	教育指導課
概要	校種間の円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校間の連携を進めるとともに、小学校新入学児童へのスタートカリキュラムの実施等により、子どもたちの円滑な学校生活に向けた就学前からの継続的な支援を行います。				
主な取組内容	幼稚園・保育所・認定こども園・こども家庭センター等関連機関との情報交換				
	小学校新入学児童へのスタートカリキュラムの実施				
取組No.6	魅力ある学校づくりの推進	区分	継続	所管課	教育指導課 教育総務課
概要	子どもたちの学習意欲を高めるため、総合的な学習の時間、児童・生徒指導、人権教育、キャリア教育、進路指導等を各校の実態に応じて最適化し、魅力ある学校づくりを推進します。				
主な取組内容	魅力ある学校づくりの推進のための補助金の交付				
	指導訪問や経営研修等を通じた学校への指導助言や啓発活動				



幼・保・こ・小連携 障がいのあるなしにかかわらず、保育所・幼稚園・認定こども園から小学校までの異校種間の円滑な連携により、子どもたちが学校生活に適應できるように支援する取組のこと。

施策の方向
1-3

教育の情報化の充実

これからの時代を生きていく上で基盤となる資質・能力の一つである「情報活用能力（情報モラル*を含む）」を育むため、研究会による公開授業や研修等、教職員のICT活用における指導力の向上及び、生成AIの活用等を含む情報リテラシーの向上を図ります。

1 現状と課題

現 状

- 基本操作や活用方法に関する研修の実施に加え、オンライン学習ドリルを活用した情報活用能力育成の研修を行い、教職員にICT活用のメリットを周知しています。
- 教育の情報化担当者会等で情報モラル研修を実施し、得られた知見を各小・中学校へ展開することで、教職員の情報モラル向上を図っています。
- 文部科学省では、令和5年7月に「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（令和6年一部改定）」を公表し、急速に進化し社会に普及する生成AIの利便性とリスクを踏まえ、学校現場での混乱や不安を解消し、学習指導要領に示す資質・能力の育成に資するよう、基本的な方針を定めています。

課 題

- 一人1台端末の活用拡大に伴い、オンライン学習を含むICTの教育的活用を更に促進するとともに、教職員のICT活用指導力の体系的な向上が必要です。
- スマートフォン・SNSの普及と一人1台端末の導入により、ICT機器利用機会と関連トラブルが増加傾向にあります。学校での情報モラル教育だけではなく、市PTA連絡協議会との連携等によって情報モラルの育成を進める必要があります。
- 教育現場における生成AIの活用に関して、基本的考え方やリスクの管理等について具体的に定める必要があります。

情報モラル 情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のことで、「何々をしてはいけない」というような対処的なルールを身に付けるだけでなく、ルールの意味を正しく理解し、新たな場面でも正しい行動が取れるような考え方と態度を育てることが求められている。

2 主な取組（重点取組等）

取組No. 7	教育の情報化の充実		区分	拡充	所管課	教育研究所
重点取組						
概要	学習の基盤となる資質・能力の一つとして、情報モラルを含む「情報活用能力」を育むため、研究会による公開授業や研修等、教職員のICT活用における指導力の向上及び、生成AIの活用等を含む情報リテラシーの向上を図ります。					
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量			
	R 8	①情報教育の推進・情報活用能力（情報モラルを含む）の育成のための研修の実施 ②ICT活用のための教職員の情報リテラシーの向上（生成AIを含む）研修及び情報活用能力の指導力向上のための教職員研修の実施 ③教育研究所研究員による授業モデルの提示 ④情報活用能力体系表の改訂・発行	①教育の情報化研修会：1回 ②ICT活用に関する情報リテラシーの向上（生成AIを含む）研修：1回 情報活用能力の指導力向上のための研修：1回 ③公開授業：1～2回 ④教育の情報化研究会：3～5回			
	R 9	①～④同上	①～④同上			
	R 10	①～④同上	①～④同上			
	R 11	①～④同上	①～④同上			
	R 12	①～④同上	①～④同上			
5年後の 目標	教職員のICT活用における指導力の向上及び生成AIの活用等を含む情報リテラシーの向上を図ることにより、ICT機器の基本操作の習得や情報モラルを含む情報活用能力向上に関する授業を充実します。					



授業での ICT 活用の様子

施策の方向
1-4

グローバル化社会の持続的な発展に向けた教育の推進

誰もが平等で幸せに生きられる持続可能な社会について、子どもたちが主体的・自主的に考えられるよう、SDGs*の達成や持続可能な社会の創り手の育成に向けた取組を一体的に推進するとともに、国際社会に対応できる人材を育成するため、外国人講師の派遣や教員の指導力向上のための研修の実施など、外国語教育の充実に取り組みます。

1 現状と課題

現 状

- 各学校の特色を生かしながら、総合的な学習の時間や特別の教科 道徳の授業のほか、社会科を中心に、理科や技術・家庭科等の授業において持続可能な社会の形成について取り扱い、持続可能な社会の担い手の育成に努めています。
- 「綾瀬市環境学習ハンドブック かわせみ」を授業等で活用し、教育活動の多様な場面で美化活動やごみ分別に取り組み、環境問題に関する啓発と実践力の向上を図っています。
- 全小・中学校へ外国人講師を配置し、英語・外国語活動の授業に加え、授業時間以外（休み時間等）に英語で伝え合う対話的な言語活動を行うことで外国語への関心を高めるなど、主体的にコミュニケーションを図れる英語教育を推進しています。あわせて、小学校の外国語科では専科教員の配置や教員研修により、指導力の向上に取り組んでいます。

課 題

- SDGsの達成に向けた取組は、食育*や健康教育を始め、教育活動のあらゆる場面で既に実践されているものの、個々の教育活動とSDGsの関連について、教員の理解が十分とは言えないことから、教員の理解促進に取り組む必要があります。
- SDGsは領域が広範に及ぶため、様々な教科に加え、特別活動や学校行事を含む教育課程全体で一体的に推進する必要があります。
- 従来の英語教材に加え、デジタル教科書等の効果的活用の研究が求められます。また、外国人講師は学年・時数を最適化し、学級担任・専科教員との役割分担を明確化して指導の質を高める必要があります。
- 総合的な学習の時間や特別活動、特別の教科 道徳を始めとした各教科において、SDGsの達成に向けた取組が推進できるよう、教科横断的な視点で教育課程を見直す必要があります。

食育 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。食育基本法では、生きる上での基本とされ、知育・道徳・体育の基礎となるべきものと位置付けられている。

SDGs 「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略。平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年までの国際目標。「地球上の誰一人として取り残さない社会」の実現を目指し、17の目標と169の達成基準から構成されている。

2 その他取組

取組No.8	持続可能な社会の創り手を育む教育の推進	区分	拡充	所管課	教育指導課 教育研究所
概要	持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が求められていることから、ESD（持続可能な開発のための教育）により、地球規模課題を自分事として捉え、解決に向けて思考し行動する力を育成します。				
主な 取組内容	探究的な学習過程の推進				
	指導訪問や研修等における教員への指導				
	ESDの重要性や実践方法に関する情報提供				

取組No.9	環境問題への取組	区分	継続	所管課	教育指導課 教育研究所
概要	特別活動、総合的な学習の時間など教育活動の様々な場面において、環境問題に関する啓発と実践力の向上を図ります。				
主な 取組内容	学校への環境問題に関する情報提供				
	「綾瀬市環境学習ハンドブック かわせみ」の発行・改訂				

取組No.10	外国語（英語）教育の充実	区分	継続	所管課	教育指導課 学校教育課
概要	国際社会に対応できる人材を育成するため、外国人講師（ALT・NET*）の活用、小学校への専科教員配置、教員研修の充実により、外国語教育を強化します。				
主な 取組内容	外国語教育推進に向けた教材研究のための情報交換等の実施				
	ALT・NETの配置				
	教員の外国語指導力向上のための研修の実施				
	小学校への専科教員の配置				

ALT・NET 「Assistant Language Teacher」「Native English Teacher」の略。主に小学校の外国語・外国語活動や中学校英語科の授業補助を担う外国人講師。

基本方針
2

豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

施策の方向
2-1

豊かな心の育成

いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応のため、スクールアンケートの実施や学校と関係機関の連携を図るとともに、子どもたちの健やかな成長を支えていくため、家庭・地域との連携や人権教育に取り組みます。

1 現状と課題

現 状

- 道徳科では教科書を主たる教材としつつ、地域に根ざした自作資料等も活用した授業を実施しているほか、地域を対象に道徳の授業を公開し、家庭・地域との連携を図っています。
- 人権教育を推進するため、各学校が作成する人権教育全体計画や年間指導計画について、個々の状況に応じた指導助言を行い、改善を支援しています。
- 人権に関する理解を深め、また、人権感覚*の涵養^{かん}を図るため、教員を対象とした人権教育研修会を開催しています。
- いじめ等の問題行動の早期発見・早期対応のため、綾瀬市いじめ防止基本方針に基づき、月1回のスクールアンケートを実施するとともに、児童・生徒指導研修会等を開催し、教員の指導力向上を図っています。



特別の教科 道徳 授業公開

人権感覚 人権が守られている状態を望ましいと感じ、侵害されている状態を許せないと感じるような価値志向的な感覚。

課 題

- 児童・生徒指導における課題が複雑化・多様化していることから、課題の解決に向け、今後も学校・家庭・地域・関係機関がそれぞれ連携を図り、組織的・計画的にそれぞれの取組を実施することが必要となります。特に、児童・生徒指導事案の発生件数や未解決事件を考慮すると、課題の早期発見・未然防止につながるよう、研究を重ねていく必要があります。
- 各校の取組の実情を把握するとともに、全体計画の策定等、人権教育の一層の充実を図っていくため、引き続き支援していく必要があります。

2 主な取組（重点取組等）

取組No.13	児童・生徒指導の充実	区分	継続	所管課	教育指導課
重点取組					
概 要	いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、スクールアンケートの実施や教員の指導力向上のための研修の実施等、綾瀬市いじめ防止基本方針に基づく取組を実施します。				
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量		
	R 8	①関係機関を交えた児童・生徒指導の情報交換の実施 ②児童・生徒理解、指導力向上のための研修会の実施 ③問題行動等の早期発見・対応のための調査の実施 ④児童・生徒指導計画書の作成・報告 ⑤学校におけるいじめ防止等の対策の検討・協議	①児童・生徒指導担当者会：3回 ②児童・生徒指導研修会：1回 ③児童・生徒指導状況調査：月1回 ④計画作成・報告：各1回 ⑤いじめ防止等対策委員会：2回		
	R 9	①～⑤同上	①～⑤同上		
	R 10	①～⑤同上	①～⑤同上		
	R 11	①～⑤同上	①～⑤同上		
	R 12	①～⑤同上	①～⑤同上		
5年後の 目標	児童・生徒のコミュニケーション能力や人間関係を築く力を高め、社会性を育てるよう、指導力向上に資する担当者・研修会等を継続的に実施するとともに、いじめ等を早期発見・早期対応できる体制を現状に合わせて整備していきます。				

3 その他取組

取組No.11	心の教育の推進	区分	継続	所管課	教育指導課
概要	子どもたちがよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、地域に根差した道徳自作資料集の活用など、多様な教材をとおして「考え、議論する道徳」の授業を充実するとともに、教員や保護者・地域を対象に道徳の授業を公開するなど、家庭・地域との連携を図ります。				
主な取組内容	各学校の道徳教育全体計画や年間指導計画の改善への助言・支援				
	心の教育推進協議会の開催				
	道徳授業公開の企画・運営				
	教員の道徳教育における資質の向上				

取組No.12	人権教育の推進	区分	継続	所管課	教育指導課
概要	人権教育を推進するため、学校が人権教育全体計画や年間指導計画を改善する際の支援を行うとともに、人権に関する研修会を通して、教職員の人権に関する理解を深め、人権感覚のかん養を図ります。				
主な取組内容	各学校の人権教育全体計画や年間指導計画の改善への助言・支援				
	人権教育担当者会や人権教育研修会の実施				

施策の方向
2-2

健やかな体の育成

栄養教諭*等の食育指導*による食生活習慣の形成や定期健康診断等の実施などにより、子どもたちの健康の保持増進を図ります。

1 現状と課題

現 状

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（全国体力テスト）の実施により、子どもたちの体力・運動能力の状況把握を行うとともに、健康・体力づくりの推進に向け、体育・保健・食育担当教員向けに研修会を開催し、健康づくりの実践に向けた情報交換等を行っています。
- 栄養教諭・栄養職員が小・中学校を訪問し、食育指導を実施しています。
- 学校保健安全法*に基づき、定期健康診断や就学時健康診断を実施しています。
- 学級活動に加え、様々な授業で教科横断的な食育の推進をしています。



体育の授業（小学校）

課 題

- 児童・生徒の定期健康診断実施においては、学校保健安全法に基づき6月末までに定期健康診断を実施する必要があり、限られた時間の中で、各学校と学校医の日程を調整する必要があります。また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を生かして、健康に関する学習の充実や、体育等の授業改善に取り組む必要があります。

栄養教諭 学校における食に関する指導を充実し、児童・生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養の指導・管理をつかさどる教員のこと。平成17年4月から新たに設置された。

食育指導 児童・生徒に食に関する知識を教えるだけでなく、その知識を正しい食事の在り方や望ましい食習慣の形成に結び付け、健康な生活を送る基礎を培うことを目標とした指導。

学校保健安全法 児童・生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、保健管理に関することや児童・生徒等の安全の確保が図られるよう、学校の安全管理に関して定められている法律。平成20年に「学校保健法」から改称された。

2 その他取組

取組No.14	健康教育の充実	区分	継続	所管課	教育指導課
概要	子どもたちの健康な生活や体力向上の推進を図るため、「体力向上」「新体力テストの実施と結果の活用」「健康な生活」の三つの視点で、運動や食育等の指導を進めます。				
主な取組内容	健康教育研修会の実施				
	学校における健康教育実践計画の作成と具体的な取組への支援				
	新体力テストの結果を活用した体育科・保健体育科の授業改善への支援				
	保健の学習に関する授業改善への支援				

取組No.15	食育指導の推進	区分	継続	所管課	教育指導課 学校教育課
概要	子どもたちの健康的な食生活習慣を形成するため、学校における「食に関する指導に係る全体計画」作成の支援のほか、栄養教諭・栄養職員が小・中学校を訪問し、食育指導を実施します。また、学級活動や総合的な学習の時間、その他教科横断的に食育を推進します。				
主な取組内容	学校における食に関する指導に係る全体計画の作成への支援				
	食育推進者連絡会の実施				
	栄養教諭や栄養職員の学校への訪問による食育指導の実施				
	学級活動や総合的な学習の時間、その他教科の横断的な食育の推進				

取組No.16	児童・生徒の健康管理	区分	継続	所管課	教育指導課 学校教育課
概要	子どもたちの健康・安全管理を図るため、学校保健安全法に基づく定期健康診断を実施します。また、翌年度に小学校へ就学予定の子どもが円滑な小学校生活を送ることができるよう、就学時健康診断と教育相談を実施します。				
主な取組内容	児童・生徒への定期健康診断の実施				
	翌年度就学予定の子どもへの就学時健康診断、教育相談の実施				

施策の方向
2-3

学校給食の充実

安全・安心でおいしい学校給食を提供するため、給食施設を適正に維持管理するとともに、調理場や調理従事者の衛生管理を徹底します。また、子どもたちの健康的な食生活習慣を形成するため、栄養教諭・栄養職員が小・中学校を訪問し、食育指導を行います。

1 現状と課題

現 状

- 安全・安心でおいしい学校給食を提供するため、施設の法定検査や点検を行い、給食施設の適正な維持に努めています。また、衛生管理講習会の実施により、調理場や調理従事者の衛生管理を徹底しています。
- 物価高騰が続いており、学校給食物資の価格も上昇しているため、児童・生徒に必要な栄養価を確保できるよう、使用食材や献立を工夫し、学校給食を提供しています。
- 栄養教諭・栄養職員が小・中学校を訪問し、食育指導を実施しています。

課 題

- 施設の老朽化が進み、施設や設備の修繕が増加しています。安定した学校給食の提供のため、施設や設備等を計画的に修繕・更新していく必要があります。また、施設更新に向けて、炊飯設備の導入や調理機器の充実について検討する必要があります。

2 その他取組

取組No.17	安全・安心な学校給食の実施と質の向上	区分	継続	所管課	学校教育課
概 要	子どもたちの心身の健全な発達に資するため、給食施設の適正な維持管理や調理場・調理従事者の衛生管理の徹底のほか、給食食材への地場産物*の使用等により、安全・安心な給食を提供します。また、学校給食の質を維持するとともに、学校給食施設の更新時には炊飯設備の導入や調理機器の充実等について検討します。				
主 な 取組内容	学校給食の提供（全小・中学校）				
	学校給食施設、設備の計画的な更新				
	学校給食衛生管理基準による衛生管理の実施				
衛生管理講習会の実施					
取組No.15 【再掲】	食育指導の推進（本掲はP.38）	区分	継続	所管課	教育指導課 学校教育課

地場産物 地元で採れた産物のこと。

施策の方向
2-4

部活動の地域展開

少子化が進む中、子どもたちが将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しめる機会を確保・充実させるため、これまでの「学校部活動」を、地域の多様な主体が運営・実施する「地域クラブ活動」へ展開します。

1 現状と課題

現 状

- 平成30年度に策定し、令和5年度に改正した「綾瀬市中学校部活動方針」に基づき、部活動の適切な運営に取り組むとともに、部活動指導顧問や部活動指導協力者を派遣し、部活動の振興を支援しています。
- 令和7年12月にスポーツ庁及び文化庁が公開した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」では、令和8年度から10年度までを「改革実行期間（前期）」と位置づけ、休日部活動の地域展開に着手することが求められています。本市においては、令和3年度に部活動推進協議会を設立し、令和8年夏以降の段階的な地域展開の実施に向けて協議を重ねています。

課 題

- 教職員の担い手不足や少子化による生徒数の減少など、部活動を取り巻く環境は大きく変化しているため、子どもたちが将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しめる機会を確保できるよう、部活動の地域展開を推進する必要があります。
- 部活動の地域展開に当たっては、受け入れる団体の体制や、地域展開を行う部活動の種目の検討、活動の拠点となる学校の検討など、多くの検討事項があることから、引き続き部活動推進協議会において協議を重ねる必要があります。

2 主な取組（重点取組等）

取組No.18	部活動の地域展開		区分	新規	所管課	教育指導課
重点取組						
概要	少子化が進む中、子どもたちが将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しめる機会を確保・充実させるため、これまでの「学校部活動」を地域指導者が主体となって実施する「地域クラブ活動」へ展開します。					
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量			
	R 8	①休日部活動の地域展開 ②部活動推進協議会での協議 ③地域クラブコーディネーターの配置	①4種目 ②残る7種目の休日の地域展開についての検討：5回 ③3人（週3日）			
	R 9	①～③同上	①10種目 ②休日の地域展開の実施結果から課題検討及び残る1種目の休日の地域展開についての検討並びに平日の地域展開についての模索：5回 ③2人（週2日）			
	R 10	①休日・平日の部活動の地域展開 ②・③同上	①休日11種目 平日の活動が可能な専門部から段階的に開始 ②同上 ③1人（週1日）			
	R 11	①・②同上	①・②同上			
	R 12	①・②同上	①・②同上			
5年後の 目標	全ての休日部活動を地域クラブ活動に展開し、教職員の負担軽減を図るとともに、将来にわたって持続可能な子どもたちの文化・スポーツ活動環境を整備します。					

基本方針
3

支援教育の充実

施策の方向
3-1

多様な教育的ニーズへの支援とインクルーシブ教育の推進

教育上配慮を必要とする子どもたちや外国につながる子どもたちに対し、介助員*、日本語指導協力者*の派遣等の人的支援や日本語プレスクールの実施により、学校生活への適応を支援するほか、教育支援相談等の実施により、子どもたちの適切な就学を支援します。

1 現状と課題

現 状

- 教育支援相談員*による巡回相談や教育支援委員会の開催により、教育上配慮を必要とする子どもたちの適切な就学を支援しています。
- 子どもたちの実態に応じて、特別支援学級等に介助員・看護介助員を配置しています。
- 言語や情緒面に課題を感じる児童が、通常の学級に在籍しながら専門的な支援を受けられるよう、ことばの教室（言語通級指導教室）*及びまなびの教室（情緒通級指導教室）*を設置しています。
- 教育上配慮を必要とする子どもたちの学習や学校生活への適応を支援する学習支援者*を全小・中学校に派遣しています。
- 小・中学校への国際教室*の設置や日本語指導協力者*の派遣を行うとともに、音声翻訳システム用タブレットの全小・中学校への配置等により、外国につながる子どもたちの学校生活への適応を支援しています。
- 未就学児に対して、就学前日本語プレスクール*を実施し、日本の小学校生活へのスムーズな移行ができるよう、支援します。

介助員 支援を要する児童・生徒の教室移動や食事・着替え・トイレの介助のために配置している会計年度任用職員。

日本語指導協力者 外国籍等の児童・生徒への学習支援や日本語指導、学校連絡や相談の通訳・翻訳等を行う協力者。外国語と日本語が堪能な者を、外国籍等の児童・生徒が多く在籍する学校を中心に派遣している。

教育支援相談員 もみの木園や保育所・幼稚園などに出向き、障がい児に関する情報収集や就学に関する相談を行う相談員。就学に関する専門的視点からのアドバイスのほか、通常の学級に在籍する教育上配慮を必要とする児童・生徒の保護者の相談にも対応している。

ことばの教室（言語通級指導教室）・まなびの教室（情緒通級指導教室） 言語や感情・行動のコントロールの仕方などに心配のある児童が、通常の学級に在籍しながら個別に指導・支援を受けるための教室。

学習支援者 学習障害や注意欠陥・多動性障害などの発達障害の傾向、その他の教育上配慮を要する児童・生徒の学習を支援するため、本市が独自に派遣している人材。

国際教室 外国籍等の児童・生徒が通う教室。日本語指導協力者を派遣し、日本語指導・生活適応指導・教科指導等を行い、外国籍等の児童・生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう支援している。

就学前日本語プレスクール 日本語指導が必要な未就学児に対し、小学校入学前に日本語指導を行うことで、小学校入学後の学校生活を円滑に進めるための取組。

課 題

- 特別支援学級を希望する児童・生徒が年々増加しており、障がいの状態も多様化、複雑化していることから、本人の特性に応じたより良い学びの環境形成のために、保護者、学校及び教育委員会が丁寧に対応していく必要があります。また、慎重な決定をする必要があるため、保護者や教員に対しての周知を図り、適切な助言のもと、理解を促す必要があります。
- 通級指導を受ける児童の教育的ニーズに対応するには、特別な知識とスキルが求められることから、担当者の資質向上と連携の強化が必要です。
- 本市には、数多くの外国人市民が生活し、市内小・中学校にも415人（令和7年5月現在）の外国籍児童・生徒が在籍していることから、教員に対し、外国籍児童・生徒への理解や日本語指導技術の向上を図る必要があります。

2 主な取組（重点取組等）

取組No.23	外国につながる児童・生徒への支援	区分	拡充	所管課	教育指導課 教育研究所
重点取組					
概 要	外国につながる子どもたちに対し、日本語指導協力者の派遣等の人的支援や日本語プレスクールの実施等により、学校生活への適応を支援します。				
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量		
	R 8	①国際教室の運営 ②日本語指導協力者の派遣 ③教員に対する理解促進や日本語指導力向上のための研修会の実施 ④日本語巡回指導サポーターの派遣 ⑤日本語指導が必要な未就学児へ入学前に日本語プレスクールを実施	①小学校7校、中学校2校 ②対応言語9か国語 ③年2回 ④年間200コマ ⑤随時		
	R 9	①～⑤同上 ⑥転入・編入学の児童・生徒に対する日本語プレスクールの実施	①～⑤同上 ⑥随時		
	R 10	①～⑥同上	①～⑥同上		
	R 11	①～⑥同上	①～⑥同上		
	R 12	①～⑥同上	①～⑥同上		
5年後の 目標	国際教室の適切な運営や日本語指導協力者の派遣等により、外国につながる子どもたちが増加した場合にも、子どもたちや保護者のニーズに対応できる体制、支援を維持します。				

3 その他取組

取組No.19	教育支援の充実	区分	継続	所管課	総合教育支援センター
概要	教育支援相談員による就学相談や関係機関との連携、教育支援委員会の開催等、就学前からの包括的な支援により、多様化する教育上配慮を必要とする子どもたちに適切な支援を行います。				
主な取組内容	教育支援相談員による就学相談・教育相談				
	関係機関との連携会議等の開催				
	教育支援委員会の開催				

取組No.20	介助員・看護介助員の配置	区分	継続	所管課	総合教育支援センター
概要	子どもたちが状況に応じた合理的配慮*を受けられるよう、特別支援学級に介助員・看護介助員を配置します。				
主な取組内容	特別支援学級への介助員・看護介助員の配置				

取組No.21	通級指導の充実	区分	拡充	所管課	総合教育支援センター
概要	言語や感情・行動のコントロールの仕方などに心配のある児童が、通常の学級に在籍しながら個別に指導・支援を受けられるよう、ことばの教室及びまなびの教室を設置します。				
主な取組内容	ことばの教室の運営				
	まなびの教室の設置及び運営				
	入級前の見学会・説明会や個別相談の実施				

取組No.22	学習支援者の派遣	区分	継続	所管課	教育指導課
概要	教育上配慮を必要とする子どもたちの学習や学校生活への適応を支援するため、児童・生徒数や学校の状況に応じて学習支援者を派遣するとともに、多様化する支援ニーズに対応できるよう、資質の向上を図ります。				
主な取組内容	児童・生徒数や学校の状況に応じた学習支援者の派遣				
	学習支援者連絡会議の開催				

合理的配慮 障がいのある子どもとない子どもが平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

施策の方向
3-2

切れ目のない教育相談体制の整備

子どもたちが抱える課題の多様化に対応するため、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*を学校に派遣し、相談や支援に取り組みます。また、子どもたち一人一人に対するきめ細かな支援を行うため、教育支援教室（ルピナス教室）*と学校の連携を強化するとともに、校内教育支援教室を各校に設置し、支援の充実を図ります。

1 現状と課題

現 状

- 全小学校に臨床心理士等の資格を持つ心理相談員*をスクールカウンセラーとして週1～3回派遣しています。中学校へは、県よりスクールカウンセラーが全校に派遣され、大規模校2校に週2日派遣し、教育相談業務に当たっています。
- 平成23年度から、県よりスクールソーシャルワーカーが派遣されています。また、平成30年度より市のスクールソーシャルワーカーの派遣も開始し、令和6年度からは2名（週3日分）を増員し、保護者への働きかけや学校・関係機関の連携の仕組みづくりに取り組んでいます。
- 登校困難な子どもたちの集団生活への適応力を高め、社会的自立を支援するため、教育支援教室を開室するとともに、子どもたちの状況に応じた支援の充実を図るため、教育相談員による家庭への訪問相談を行っています。
- 不登校の未然予防として、学校生活を教室で過ごすことが困難な児童・生徒に対して、校内教育支援教室を設置し、環境整備や支援員の配置、オンライン学習教材等の導入を行い、居場所づくりや補習等を行っています。

課 題

- 複雑化、多様化する子どもたちの課題の要因は、「心理的・社会的課題」「発達障がい」「家庭環境」等様々であることから、専門的知識や技術を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと学校や家庭、関係機関との連携を強化し、教育相談体制を更に整備するとともに、義務教育修了後の青少年も含めた切れ目のない支援が必要です。
- 教育支援教室に通室していない不登校傾向や登校困難な状態にある子どもたちや保護者の状況に合わせた支援を行うため、学校と家庭との連携を図り、教育相談員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる訪問相談を積極的に進める必要があります。

スクールカウンセラー 児童・生徒、保護者、教職員の相談に応じ、その心理的な解決を図ることを目的として派遣している。特に初等中等教育を行う学校においては、学校カウンセラーなどと呼ばれることもある。

スクールソーシャルワーカー 教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者。問題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて問題解決を図る。

教育支援教室（ルピナス教室） 主に心理的な要因により登校困難な状態にある児童・生徒に対して、集団生活への適応を促し、社会的自立を支援するための通室制の教室。在籍校と連携を図りつつ、個別の教科指導・カウンセリング・集団活動等を組織的・計画的に行っている。

心理相談員 発達障がいに起因する問題行動などに対し、個々の児童・生徒の状況に応じた早期対応を行うために配置されている臨床心理士又は公認心理師の資格を持つ相談員。本市では、小学校・教育研究所・教育支援教室に配置している。

2 主な取組（重点取組等）

取組No.24	総合教育支援センターにおける切れ目のない教育相談の実施	区分	新規	所管課	総合教育支援センター
重点取組					
概要	複雑化・多様化する児童・生徒が抱える課題の解決に向けて、総合教育支援センターの機能を活用し、誰一人取り残さない切れ目のない組織横断的な連携体制を整え、教育や社会的自立に向けた支援の充実を図ります。				
年度別取組目標	年度	取組内容	事業量		
	R 8	①総合教育支援センターにおける各種相談・支援業務の実施 ②組織横断的な連携体制の整備	①教育相談及び就学相談の実施：随時 ②連絡会議の開催：年3～5回		
	R 9	①・②同上	①・②同上		
	R 10	①・②同上	①・②同上		
	R 11	①・②同上	①・②同上		
	R 12	①・②同上	①・②同上		
5年後の目標	相談・支援の充実を図り、複雑化・多様化する児童・生徒の課題へ丁寧に関わり、綾瀬市内の不登校児童・生徒数の減少及び支援が必要な児童・生徒への支援の拡充を目指します。				

3 その他取組

取組No.25	スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの効果的な活用と連携	区分	継続	所管課	総合教育支援センター
概要	臨床心理士等の資格を持つ相談員をスクールカウンセラーとして全小学校に派遣します。また、子どもたちが抱える生活環境の課題解決に向けて、関係機関との連携を強化するため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを全小・中学校へ派遣します。				
主な取組内容	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣				
	スクールカウンセラーの相談実績の評価				
	スクールソーシャルワーカーと学校間の連絡調整				
取組No.26	教育支援教室及び校内教育支援教室における支援の充実	区分	継続	所管課	総合教育支援センター
概要	登校困難な子どもたちの集団生活への適応力を高め、社会的自立を支援するため、訪問相談を実施するとともに、校内教育支援教室の設置及び支援員の配置を行い、児童・生徒に対して居場所の確保と支援の充実を図ります。				
主な取組内容	教育支援教室への教育相談員（一般相談員・心理相談員）の配置				
	子どもたちの実態に応じた教育相談員による訪問相談の実施				
	前年度相談実績の評価				
	校内教育支援教室の設置と支援員の配置				

基本方針
4

教職員の資質向上と働き方改革の推進

施策の方向
4-1

教職員の研究・研修の充実

教育における様々な課題を適切に解決する力を持つ教職員を育成するために、教育課題や学校現場のニーズに合った研修を企画し、研修の充実を図るとともに、教職員の自主的な研究や専門的な知識を有する大学教授等からの指導による研究を推進し、教職員の資質の向上を図ります。

1 現状と課題

現 状

- 教職員の経験年数に応じた経験者研修や職位に応じた研修の実施のほか、教育課題研修講座を開催し、教員の社会的視野を広めるとともに、今日的な課題に対応できる指導力の育成に努めています。
- 授業における教員の指導力向上や教育相談等、教員のニーズに応じた支援を行うため、教員のリクエストによる研修を実施しています。
- 全小・中学校へ学校指導訪問を実施し、授業参観後の指導主事による指導・助言を通じて、教員一人一人の資質向上や学校教育全般にわたる諸問題の把握、学校との信頼関係・連携の強化を図っています。
- 全小・中学校において校内研究を実施し、各校が子どもたちの実態や地域性等を踏まえた研究テーマを設定し、授業改善や教員の指導力向上、教職員の協力体制の確立を図っています。



教員による校内研究



教員による研究発表

課 題

- 教員が、学習指導要領*に示されている「主体的・対話的で深い学び*」の視点からの授業改善を行うとともに、国が示す教育施策について理解を深めるため、引き続き指導主事が指導訪問や校内研究会において学習指導要領の趣旨を踏まえた指導・助言を継続的にしていく必要があります。また、各学校が児童・生徒に身に付けさせるべき資質・能力を明確にし、組織的な授業改善として校内研究を充実させるとともに、校内研究担当者会等で各校の成果を協議・共有し、自校の授業改善に生かしていく必要があります。
- 経験の浅い教員が増加するとともに、全教員に占める中堅の教員の割合が低く、中堅教員が担う役割も増加していることから、経験の浅い教員の指導力向上と中堅教員の学校運営に係る研修を充実する必要があります。
- 教員のニーズに応じた研修が実施できるよう、研修内容の充実を図るとともに、県や他市の実施状況等を参考に、研修内容により適した講師を選定していく必要があります。

2 その他取組

取組No.27	教職員の研修の充実	区分	継続	所管課	学校教育課 教育指導課 教育研究所
概要	教育における様々な課題を適切に解決する力を持つ教職員を育成するため、教職員の資質・能力を高める研修や学校現場のニーズに合った希望研修等を実施します。				
主な取組内容	教育課題研修講座の実施				
	支援研修講座（授業力向上・教育の情報化・教育相談）の実施				
	経営研修の実施				
	指導研修の実施				

学習指導要領 小・中・高等学校、特別支援学校を対象に教育課程、教科内容とその扱い、基本的な指導事項等を示したもので、文部科学大臣が告示し、教科書編集の基準になるもの。本プランにおいて「学習指導要領」と表記している現行の要領は、平成29年に告示され、小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から全面实施している。

主体的・対話的で深い学び 平成29年告示の学習指導要領において、「どのように学ぶか」に関して示された教育実践に見られる普遍的な視点。この視点に立った授業改善を行うことで学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けられるようになることを目指すとされている。

取組No.28	教職員の教育研究の推進	区分	継続	所管課	教育指導課 教育研究所
概要	今日的な教育課題を踏まえた教職員の自主的な研究や、専門的な知識を有する大学教授等からの指導による研究を推進し、本市の教育を担う教職員の資質の向上を図ります。				
主な 取組内容	研究会の実施				
	研究発表大会の実施				
	学校への研修会・研究会に関する情報提供				
	研修時間確保（研修内容の見直し・教員が担う業務の見直し）の検討・推進				
取組No.29	授業改善の推進	区分	継続	所管課	教育指導課
概要	授業改善をテーマとする校内研究の充実を図るため、専門的な知識を有する大学教授等を学校へ派遣します。				
主な 取組内容	校内研究への大学教授等の派遣				
	指導主事の訪問による授業改善に向けた指導・助言の実施				
	指定研究推進校*・教育課題研究校*への支援や活動振興補助金の交付				
	校内研究担当者会の開催による各学校の研究内容の共有				

指定研究推進校 計画的な校内研究・公開により、市の教育の充実を図るために本市教育委員会が指定している学校。2～3年間、継続的な校内研究を行い、指定最終年度に研究の成果を公開することとし、小学校2校、中学校1校を指定している。

教育課題研究校 学校における特定又は専門性のある課題について研究を行うために、本市教育委員会が指定している学校。毎年度、小学校2校、中学校1校を指定している。

施策の方向
4-2

学校における働き方改革の推進

教員が自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、労働安全衛生管理体制の充実に努めるとともに、学校を支える人員体制の整備、校務支援システムの活用などにより、教員の長時間勤務の改善を図ります。

1 現状と課題

現 状

- 全小・中学校に配置している教頭業務アシスタントのほか、スクール・サポート・スタッフ*など、学校を支える人員の活用により、教員の業務負担の軽減を図っています。
- 令和3年4月に策定した「綾瀬市立小・中学校における働き方改革に関する方針」に基づき、働き方改革の推進に取り組んでいます。また、在校等時間の管理による業務分担の見直しや長時間勤務の改善に取り組み、業務負担の軽減を図るための環境を整備しています。
- 令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（以下「改正給特法」という。）が成立しました。この改正により、教育委員会及び学校における教員の業務量の適切な管理が法律上の義務となり、「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「業務量管理計画」という。）の策定及び実施状況の公表が求められています。

課 題

- 学校の働き方改革を推進するには、家庭や地域、関係団体といった周囲の理解や協力を得るとともに、教員一人一人の働き方改革に取り組む意識の醸成を図る必要があります。
- 改正給特法に基づき、令和11年度までに教員の時間外在校等時間を月45時間以内、年360時間以内とすることが求められており、目標達成に向けた計画的な取組が不可欠であることから、別途策定する業務量管理計画に基づき、業務の見直しと環境整備を着実に推進していく必要があります。

スクール・サポート・スタッフ 教員のサポートのため、学習プリントの印刷や配付準備、授業準備・採点業務の補助等を行う会計年度任用職員。

2 主な取組（重点取組等）

取組No.30	学校における働き方改革の推進	区分	拡充	所管課	学校教育課 教育総務課 教育研究所
重点取組					
概要	教員の厳しい勤務実態を踏まえ、教員の負担軽減を図り、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うため、学校を支える人員体制の整備、校務支援システムの活用などにより、教員の長時間勤務を改善するとともに、教職員全体の労働安全衛生管理体制の充実に努めます。				
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量		
	R 8	①教員の負担軽減のための人員配置 ②学校閉庁日の実施 ③留守番電話の運用 録音機能付き電話の導入 ④教職員の健康維持管理のための事業の実施 ⑤出退勤管理システムの運用	①教頭業務アシスタントの配置： 各校1名 スクール・サポート・スタッフ の配置：各校1～4名 ②夏季休業期間中概ね4日間 ③留守番電話：平日夜間、学校閉 庁日、休業日に設定 録音機能付き電話の導入：全小 ・中学校 ④健康診断：年1回 ストレスチェック：年1回 医師による面接指導：随時 ⑤全小・中学校		
	R 9	①～⑤同上	①～⑤同上		
	R 10	①～⑤同上 ⑥校務支援システムの更新	①～⑤同上 ⑥全小・中学校		
	R 11	①～⑤同上	①～⑤同上		
R 12	①～⑤同上	①～⑤同上			
特記事項	「業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、「働きやすさ」と「やりがい」を両立し、子どもたちにより良い教育を行うことを目指し、令和11年度末までに同計画に定める目標の達成を目指します。				
5年後の 目標	教育現場の負担になっている業務を明確化し、スクール・サポート・スタッフ等の学校を支える人員の配置などにより、業務量を削減し、健康で充実して働き続けることができる環境・体制を整備することで、教員のワーク・ライフ・バランスを実現します。				

基本方針
5

子どもたちの学びを支える教育環境の充実

施策の方向
5-1

児童・生徒の安全対策の推進

学校敷地内への防犯カメラやAED*の設置、関係機関等との連携による通学路の安全対策の実施のほか、宿泊行事への看護師等の配置により、子どもたちの体調管理やけが・病気の応急対応を行うなど、子どもたちの安全・安心な学校生活の確保に努めます。

1 現状と課題

現 状

- 学校敷地内への不審者侵入抑止等のため、全小・中学校に防犯カメラを設置しているほか、緊急事案発生時における連絡手段として携帯電話を配備しています。
- 子どもの心肺停止などの緊急時への備えとして、全小・中学校にAEDを設置し、毎月の定期点検や電極パットの交換などの維持管理を行っています。
- 小学校新入学児童への防犯ブザーの配付、通学路安全点検結果を踏まえ提出される小・中学校からの改善要望に基づく関係機関等との合同点検の実施のほか、PTA・地域・校務作業員*等の協力による登下校時の見守り、安全パトロール車による巡視等、通学路における防犯・交通安全対策を実施しています。
- 子どもたちの体調管理やけが・病気の応急対応のため、修学旅行等の宿泊行事に看護師・介助員を配置しています。



新入学児童への防犯ブザーの配付

AED 「Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器）」の略。突然正常に拍動できなくなった心停止状態の心臓に対して電気ショックを与え、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器。

校務作業員 学校の修繕、清掃、花木の手入れ及び美化等の施設維持管理を行うため、市内全小・中学校に配置している会計年度任用職員。

課 題

- 平成26年度に導入した防犯カメラの老朽化が進んでおり、更新の必要があります。更新に当たっては、子どもたちの安全対策を一層図ることができるよう、設置台数の適正化について検討する必要があります。
- 歩行者用信号機の設置を警察へ要望するなど、通学路における交通安全施設の整備等を継続的に行う必要があります。
- 子どもたちの安全を確保するための取組には、家庭や地域の協力が必要不可欠であることから、学校・家庭・地域など関係機関との連携を十分に行う必要があります。
- 各校の実態により、必要になる看護師・介助員の数が毎年変動するため、各校から状況を聞き取り、必要に応じた看護師・介助員を確保し、配置する必要があります。

2 その他取組

取組No.31	児童・生徒の安全対策の充実	区分	継続	所管課	教育総務課 学校教育課 教育指導課
概要	子どもたちが安全・安心な学校生活を送ることができるよう、防犯カメラの設置や関係機関等との連携による通学路の合同点検、巡視等、通学路や学校敷地内の防犯・安全対策を実施します。				
主な取組内容	防犯カメラの設置、緊急事案発生時連絡用携帯電話の配備等の学校敷地内における防犯対策の実施				
	AEDの設置				
	安全パトロール車による巡視等の通学路における防犯対策の実施				
	「綾瀬市通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の安全対策の実施				
	校務作業員による校内巡視やPTA・地域の協力による小学校登下校時の児童の見守り				
取組No.32	宿泊行事への看護師等の配置	区分	継続	所管課	教育指導課
概要	宿泊行事期間中の子どもたちの健康管理、安全対策を図るため、修学旅行等に看護師・介助員を配置します。				
主な取組内容	修学旅行等の宿泊行事への看護師・介助員の配置				

施策の方向
5-2

学習環境の充実

子どもたちの健やかな学びを保障し、安全で安心な学校生活を送ることができるよう、授業で必要となる備品・教材等の整備により、学習環境の充実を図るとともに、学校環境衛生管理の徹底、校内環境の適切な維持・管理を行います。また、保護者の経済的負担の軽減や教育の機会均等を図るため、就学に必要な費用の援助や奨学金の給付を行います。

1 現状と課題

現 状

- 消耗品や備品の購入に学校長裁量を導入し、各校の状況に応じた更新・整備を進めています。
- 全小・中学校に校務作業員を各1名配置し、軽微な修繕や校舎内外の清掃を行い、学校環境の維持管理を行っています。
- 水道水、プール水、揮発性物質、ダニアレルゲン等の検査やビル衛生管理法に基づく定期的な空気環境測定等の実施により、学校環境の衛生管理を行っています。
- 学校施設については、長寿命化計画に基づき、児童・生徒が安全で快適に学べる教育環境の計画的な整備を進めています。
- 経済的理由により就学等が困難な児童・生徒等の保護者に対し、必要な経費の一部を援助する就学援助事業や奨学金給付事業等を行っています。

課 題

- 備品の老朽化が進んでいるため、授業等の教育活動に支障のないよう、学校長裁量による更新のほか、大型備品等について計画的に更新をしていく必要があります。
- 引き続き、長寿命化計画に基づく教育環境の充実を図っていく必要があります。
- 就学援助事業等による援助は、教育の機会均等の確保において大変重要な取組ですが、対象者の増加や物価高騰等に伴う給付単価の増額により、事業に係る予算確保が年々厳しくなっていることから、国・県や他市町村の動向に留意しながら、必要に応じて制度内容等の見直しを行い、事業を継続していく必要があります。

2 その他取組

取組No.33	教材等消耗品・備品の購入	区分	継続	所管課	教育総務課 教育指導課
概要	子どもたちの学習意欲の向上や安定した学校運営を図るため、学習活動に必要な教材等の消耗品や劣化した備品の計画的な更新等により、学習環境の整備を進めます。				
主な取組内容	更新計画に基づく、劣化した備品等の更新				
	図書を購入				
	学習活動に必要な教材等の消耗品の購入				
取組No.34	校務作業員の配置	区分	継続	所管課	教育総務課
概要	子どもたちや教職員が安全で安心して学校生活を送ることができるよう、校舎内外の清掃、花木の手入れ、軽微な修繕等の環境整備等を行う校務作業員を全小・中学校に配置します。				
主な取組内容	全小・中学校への校務作業員の配置				
取組No.35	学校環境衛生管理の徹底	区分	継続	所管課	教育総務課 教育指導課
概要	子どもたちや教職員の健康・安全管理を図るため、学校保健安全法に基づく定期環境衛生検査*等を実施します。				
主な取組内容	飲料水、プール水の水質検査の実施				
	教室の空気等の検査の実施				
	保健室のダニ等の検査の実施				
取組No.36	就学等のための経済的支援	区分	継続	所管課	学校教育課
概要	保護者の経済的負担の軽減と教育の機会均等を図るため、就学に必要な費用の援助や奨学金の給付を行います。				
主な取組内容	就学援助の実施				
	特別支援教育就学奨励費の給付				
	奨学金の給付				

定期環境衛生検査 文部科学省が定めた「学校環境衛生基準」に基づき、換気、採光、照明、保温等について実施する検査。

施策の方向
5-3

学校 ICT 環境の充実

学校におけるICT機器を活用した教育活動に資するため、サポート体制を充実するとともに、更新年度を迎え、劣化が進む校務用機器*や校務支援システムの入替等により、学校全体のICT環境の充実を図ります。

1 現状と課題

現 状

- 教室に常設しているプロジェクターについて、令和5年度に電子黒板機能付きプロジェクターへの入れ替えを行いました。また、令和7年度には児童・生徒一人1台タブレット端末の入れ替えを行うとともに、学習用ネットワークの高速化、AI機能を搭載したオンライン学習ドリルの導入など、充実したICT環境に向けた対応を進めています。
- 校務支援システムにより、通知表や指導要録の作成など、学習評価を始めとした校務の電子化を進めています。
- 令和3年度より市内15校に対して、ICT学習支援員の配置を行い、授業支援等のICTを活用するためのサポート体制の充実に向けて対応を進めています。

課 題

- 国の補助金を活用したICT環境の整備を進めていますが、管理する機器の増加により、故障時等の対応も増加することが見込まれることから、これらに対応するサポート体制の整備や機器更新に係る財源の確保が課題となっています。
- 校務支援システムは、リース満了に伴う定期的な更新が必要となりますが、更新には多額の費用がかかることから、財源の確保が課題となっています。
- ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理が教員の過度な負担にならないよう、適正な機器運用支援体制の整備に努める必要があります。

校務用機器 教職員が職員室等で校務に使用するパソコンや周辺機器のことで、児童・生徒が教室等で使用するための教育用機器以外のものを指す。

2 主な取組（重点取組等）

取組No.37	学校ICT環境の充実		区分	拡充	所管課	教育研究所
重点取組						
概要	学校におけるICT機器を活用した教育活動に資するため、サポート体制を充実するとともに、更新年度を迎え、劣化が進む校務用機器や校務支援システムの入替等により、学校全体のICT環境の充実を図ります。					
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量			
	R 8	①授業サポートや学校ICT機器運用支援のためのICT（学習）支援員の配置 ②翻訳機能を有した学校情報配信アプリの導入	①ICT学習支援員：各校年42回 ICT支援員：週4回 ②全小・中学校			
	R 9	①同上	①同上			
	R 10	①同上 ②学習用デジタルドリルの更新 ③校務用端末及び周辺機器の更新 ④校務支援システムの入替	①同上 ②全児童・生徒 ③教職員用及び臨時的任用等講師用共有端末分 ④全校務用端末分			
	R 11	①同上 ②中学校パソコン教室の機器更新	①同上 ②ノートパソコン・周辺機器：各校41台			
	R 12	①同上 ②学習者用タブレット端末の更新	①同上 ②全児童・生徒			
5年後の 目標	翻訳機能を有した学校情報配信アプリや新しい校務支援システム等の導入によって、教職員がICTを活用して、効率的に業務に取り組める環境を整備します。					

基本方針
6

学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の充実

施策の方向
6-1

開かれた学校づくりの推進

学校・家庭・地域が連携し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動*を一体的に展開することにより、地域と学校がパートナーとして地域全体で子どもたちの成長を支える活動を推進します。

1 現状と課題

現 状

- 地域への小・中学校の基本情報の提供や授業・学校行事の公開、保護者や地域ボランティアの活用のほか、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進し、地域と学校がパートナーとして地域全体で子どもたちの成長を支える活動を推進しています。
- 各学校において学校評価*を実施し、1年間の教育活動等の成果を評価・検証し、市ホームページ等で公表しています。また、教育委員会では、各学校の学校評価報告書を基に、各学校の取組状況を総括し、成果や課題についてまとめています。
- 学校教育に支障のない範囲で、学校の校庭や体育館、特別教室棟等を地域や登録団体に開放し、地域の身近な活動拠点や学習活動、スポーツ・レクリエーション活動の場として提供しています。

課 題

- コミュニティ・スクールの趣旨を、地域住民や保護者、教職員に引き続き周知・啓発するとともに、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」というキーワードを用いて、コミュニティ・スクールの目的を浸透させていく必要があります。
- 各学校運営協議会において熟議した内容が地域学校協働活動へつながるよう伴走支援に努めるとともに、各学校間で好事例が共有されるよう、推進連絡協議会や研修を充実させ、連携を促進する必要があります。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進するためには、部局間の連携を十分に図りながら取組を進める必要があります。

地域学校協働活動 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

学校評価 学校の自主性・自律性が高まる中で、学校が学校教育目標の達成を目指し、その教育活動等の成果について検証・評価し、学校運営の改善と教育水準の向上に努める取組のこと。

2 主な取組（重点取組等）

取組No.38	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動	区分	拡充	所管課	教育指導課 生涯学習課
重点取組	の一体的推進				
概要	学校と地域が協働し、子どもたちの成長と地域の未来をともにつくることを実現するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進します。				
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量		
	R 8	①学校運営協議会委員の資質向上及び地域学校協働活動推進員との連携促進 ②地域・家庭・教職員への周知・啓発 ③「あやせコミュニティ・スクール推進モデル」の見直しに向けた議論	①地域学校協働活動推進員フォローアップ講習会及び学校運営協議会委員と地域学校協働活動推進員との情報交換会等：年4回 ②チラシの配布やホームページ掲載、指導訪問等での周知・啓発 ③推進連絡協議会における議論：年3回		
	R 9	①・②同上 ③「あやせコミュニティ・スクール推進モデル」の改定	①同上 ②チラシの改定・配布やホームページ掲載、指導訪問等での周知・啓発 ③令和9年4月改定		
	R 10	①・②同上	①・②同上		
	R 11	①・②同上	①・②同上		
	R 12	①・②同上	①・②同上		
5年後の 目標	学校・保護者・地域住民等の参画・協働により、共に知恵を出し合いながら、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との連携を図り、子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」の体制を継続します。				

3 その他取組

取組No.39	学校評価の実施	区分	継続	所管課	教育指導課
概要	学校の教育活動について、家庭・地域への説明責任を果たすとともに、連携・協働しながら学校づくりを進めるために、学校評価を実施します。				
主な 取組内容	学校評価の実施と報告書の作成（全小・中学校）				
	各学校の取組状況のとりまとめと家庭・地域への情報提供				
取組No.40	学校開放の実施	区分	継続	所管課	教育総務課
概要	市民の身近な活動拠点や学習活動、スポーツ・レクリエーション活動の場として、小・中学校の校庭や体育館、特別教室棟等の学校施設を地域や登録団体に開放します。				
主な 取組内容	校庭、体育館、特別教室棟（早園小・綾瀬中・城山中）等の開放				



V 参考資料

1 教育大綱

綾瀬市教育大綱

【基本理念】 **社会を生き抜く力を育む**

【目指す人間像】

思いやりがあり

社会を生き抜く力を身に付けた 綾瀬の子ども

生きがいと誇りを持って人生を歩む 綾瀬市民

【対象期間】

令和13年3月まで

対象期間内であっても必要があれば、総合教育会議で協議します。

【5つの方針】

1 自ら学ぶ力を育みます！

- ・基礎・基本の定着を図り、自ら学ぶ力や自発的に考え、想像し、行動する力を育みます。
- ・情報を適切に利用するための情報活用能力を市民が身に付けられる取り組みを進めます。
- ・幼児期に「思いやりを持って、協力して物事を進める力」などの非認知能力を高める取り組みを進めます。

2 豊かな心と健やかな体を育みます！

- ・考え方や感じ方といった心の基盤を形成する情操教育を踏まえつつ、児童・生徒へ道徳教育の充実を図ることで、豊かな心を育みます。
- ・市民による自主的な文化・芸術活動の展開を支援し、心の豊かさを高めます。
- ・様々な体験の機会を提供し、選択肢や可能性を広げる取り組みを進めます。
- ・自己の目標達成や他者との競争など、本気になって取り組む力を育みます。
- ・生涯にわたって運動・スポーツの楽しさや喜びを味わうことができるよう、学校・家庭・地域で連携し、健康の保持増進と体力の向上を進めます。

3 個人の尊厳や人権を尊重した人格の形成を推進します！

- ・一人一人が持つ個性や多様性を認め合い、自信や誇りを持って自己実現を図ることができるよう支援します。
- ・国籍を問わず、同じ場で教育を受け、ともに成長していけるよう、多文化の相互理解促進に取り組めます。

4 教育環境を充実します！

- ・児童・生徒が良好な環境で学ぶことができるよう、ICTを含めた教育環境の整備に取り組めます。
- ・ライフステージに応じて、「いつでも、どこでも、誰でも」心豊かに主体的に学べる生涯学習環境の充実を図ります。

5 家庭の教育力の充実を支援します！

- ・学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもを育てる機運を高めます。
- ・子どもたちが健やかに育つよう、家庭教育を支援します。
- ・相談機能を充実し、不登校や引きこもりの児童・生徒や青少年が、社会とのつながりを見つけ、自立できるよう支援します。

2 綾瀬市学校教育推進プラン策定委員会

綾瀬市学校教育推進プラン策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市学校教育推進プラン策定委員会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画のうち、学校教育の推進のための施策に関する計画（以下「学校教育推進プラン」という。）を策定するために、綾瀬市学校教育推進プラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 策定委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校教育推進プランの策定及び見直しに関すること。
- (2) その他学校教育推進プランの策定及び見直しに必要な事項

(組織)

第4条 策定委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育部長
- (3) 教育総務課長
- (4) 学校教育課長
- (5) 学校給食センター所長
- (6) 教育指導課長
- (7) 教育研究所長

(任期)

第5条 策定委員会の委員の任期は、学校教育推進プラン策定をもって満了する。

(委員長)

第6条 策定委員会に委員長を置き、教育長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第8条 策定委員会に、第3条に規定する事項に関して調査、研究及び検討を行わせるために、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織、運営等については、委員長が別に定める。

(庶務)

第9条 策定委員会及び作業部会の庶務は、学校教育推進プラン主管課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の組織、運営等に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月23日から施行する。

綾瀬市学校教育推進プラン策定委員会アドバイザー

氏 名	所 属・役 職
見上 一幸	宮城教育大学 名誉教授
今尾 佳生	玉川大学教育学部 教授
神尾 里美	綾瀬市立小学校校長会 会長 (綾瀬市立綾北小学校 校長)
熊本 丈力	綾瀬市立中学校校長会 会長 (綾瀬市立城山中学校 校長)

3 策定経過

実施時期	会議の名称・主な検討内容等
令和7年3月12日	第1回綾瀬市学校教育推進プラン策定委員会 ・見直し・後期実行計画策定体制について ・見直し・後期実行計画策定の方向性について ・アンケート素案について
令和7年3月27日	綾瀬市教育委員会会議3月協議会 ・学校教育推進プランの見直し及び後期実行計画の策定について
令和7年6月24日	第2回綾瀬市学校教育推進プラン策定委員会 ・アンケート素案について ・計画書の構成内容及び目標設定について
令和7年7月14日 ～25日	意見聴取（アンケート調査）の実施
令和7年8月19日	綾瀬市教育委員会会議8月協議会 ・アンケート調査の結果について
令和7年9月3日	第3回綾瀬市学校教育推進プラン策定委員会 ・アンケート結果について ・基本方針・施策の方向について
令和7年9月24日	第4回綾瀬市学校教育推進プラン策定委員会 ・基本方針・施策の方向について
令和7年9月30日	綾瀬市教育委員会会議9月協議会 ・綾瀬市学校教育推進プランの施策体系の見直しについて
令和7年10月8日	第5回綾瀬市学校教育推進プラン策定委員会 ・アンケートの分析結果について ・施策体系（案）について ・重点取組の選定について
令和7年12月18日	綾瀬市教育委員会会議12月協議会 ・綾瀬市学校教育推進プラン（第2期綾瀬市教育振興基本計画） 後期実行計画（素案）に対する意見について

実施時期	会議の名称・主な検討内容等
令和8年1月22日	綾瀬市教育委員会会議1月協議会 ・綾瀬市学校教育推進プラン（第2期綾瀬市教育振興基本計画） 後期実行計画（素案）に対する意見について
令和8年3月	関係団体・庁内への綾瀬市学校教育推進プラン素案に対する意見 募集 ※綾瀬市立小・中学校校長会・教頭会連合会
令和8年3月5日	第6回綾瀬市学校教育推進プラン策定委員会 ・綾瀬市学校教育推進プラン（第2期綾瀬市教育振興基本計画） 後期実行計画（最終案）について
令和8年3月30日	綾瀬市教育委員会会議3月定例会 ・綾瀬市学校教育推進プラン（第2期綾瀬市教育振興基本計画） 後期実行計画の決定について

4 アンケート調査の結果（単純集計）

【小学校児童】あなたの学校や、あなたについて、当てはまるものをえらんでください。

No.	項目	とても そう思う	そう思う	そう思わ ない	全くそう 思わない	わからな い	大切だと 思う
1	難しい問題につまずいたときに、先生がよりそってくれる	402人 (30.9%)	679人 (52.2%)	78人 (6.0%)	22人 (1.7%)	119人 (9.2%)	422人 (32.5%)
2	学校図書館にたくさんの本があって、読書を楽しめる	600人 (46.2%)	494人 (38.0%)	92人 (7.1%)	36人 (2.8%)	78人 (6.0%)	382人 (29.4%)
3	タブレットやパソコンなどを使って、いろいろなことができる	637人 (49.0%)	486人 (37.4%)	105人 (8.1%)	25人 (1.9%)	47人 (3.6%)	421人 (32.4%)
4	英語をつかって自分の考えや気持ちを伝えられるように、たくさん話す授業がある	367人 (28.2%)	613人 (47.2%)	158人 (12.2%)	48人 (3.7%)	114人 (8.8%)	143人 (11.0%)
5	みんながやさしい気持ちで過ごせるような、思いやりの心を大切にしている	517人 (39.8%)	624人 (48.0%)	57人 (4.4%)	28人 (2.2%)	74人 (5.7%)	525人 (40.4%)
6	いじめやけんかが起きたとき、学校に、たよりになる大人がいる	589人 (45.3%)	472人 (36.3%)	90人 (6.9%)	38人 (2.9%)	111人 (8.5%)	546人 (42.0%)
7	健康な体を作るために、運動や食事について学ぶことができる	530人 (40.8%)	601人 (46.2%)	66人 (5.1%)	18人 (1.4%)	85人 (6.5%)	347人 (26.7%)
8	おいしくて栄養がある給食が食べられる	779人 (59.9%)	392人 (30.2%)	51人 (3.9%)	24人 (1.8%)	54人 (4.2%)	644人 (49.5%)
9	みんなが安心して学校に来られるように、いろいろなサポートがある	527人 (40.5%)	551人 (42.4%)	80人 (6.2%)	23人 (1.8%)	119人 (9.2%)	319人 (24.5%)
10	外国から来た子が、みんなと楽しく学校に通えるように、いろいろなサポートがある	543人 (41.8%)	517人 (39.8%)	53人 (4.1%)	20人 (1.5%)	167人 (12.8%)	252人 (19.4%)
11	なやみをいつでもだれかに相談できる	377人 (29.0%)	503人 (38.7%)	200人 (15.4%)	77人 (5.9%)	143人 (11.0%)	401人 (30.8%)
12	学校に来られない子に、いろいろなサポートがある	412人 (31.7%)	486人 (37.4%)	99人 (7.6%)	27人 (2.1%)	276人 (21.2%)	272人 (20.9%)
13	先生たちが、楽しくてわかりやすい授業をしてくれる	678人 (52.2%)	471人 (36.2%)	74人 (5.7%)	22人 (1.7%)	55人 (4.2%)	560人 (43.1%)
14	先生たちが、楽しく元気にはたらいっている	620人 (47.7%)	428人 (32.9%)	72人 (5.5%)	19人 (1.5%)	161人 (12.4%)	397人 (30.5%)
15	学校や通学路が安全で、安心して学校に通える	600人 (46.2%)	514人 (39.5%)	94人 (7.2%)	21人 (1.6%)	71人 (5.5%)	393人 (30.2%)
16	学校がいつもきれいで、気持ちよく過ごせる	355人 (27.3%)	594人 (45.7%)	194人 (14.9%)	58人 (4.5%)	99人 (7.6%)	309人 (23.8%)
17	地域の人たちといっしょに、いろいろな体験ができる	395人 (30.4%)	517人 (39.8%)	146人 (11.2%)	47人 (3.6%)	195人 (15.0%)	167人 (12.8%)

【中学校生徒】あなたの学校や、あなたについて、当てはまるものをえらんでください。

No.	項目	とても そう思う	そう思う	そう思わ ない	全くそう 思わない	わから ない	大切だと 思う
1	難しい問題につまずいたときに、先生がよりそってくれる	278人 (22.0%)	737人 (58.3%)	127人 (10.0%)	25人 (2.0%)	98人 (7.7%)	439人 (34.7%)
2	学校図書館にたくさんの本があって、読書を楽しめる	367人 (29.0%)	598人 (47.3%)	98人 (7.7%)	41人 (3.2%)	161人 (12.7%)	210人 (16.6%)
3	タブレットやパソコンなどを使って、いろいろなことができる	440人 (34.8%)	577人 (45.6%)	136人 (10.8%)	55人 (4.3%)	57人 (4.5%)	325人 (25.7%)
4	英語をつかって自分の考えや気持ちを伝えられるように、たくさん話す授業がある	337人 (26.6%)	719人 (56.8%)	125人 (9.9%)	15人 (1.2%)	69人 (5.5%)	108人 (8.5%)
5	みんながやさしい気持ちで過ごせるような、思いやりの心を大切にしている	466人 (36.8%)	646人 (51.1%)	72人 (5.7%)	20人 (1.6%)	61人 (4.8%)	566人 (44.7%)
6	いじめやけんかが起きたとき、学校に、たよりになる大人がいる	371人 (29.3%)	578人 (45.7%)	118人 (9.3%)	45人 (3.6%)	153人 (12.1%)	537人 (42.5%)
7	健康な体を作るために、運動や食事について学ぶことができる	455人 (36.0%)	664人 (52.5%)	73人 (5.8%)	14人 (1.1%)	59人 (4.7%)	262人 (20.7%)
8	おいしくて栄養がある給食が食べられる	494人 (39.1%)	539人 (42.6%)	112人 (8.9%)	49人 (3.9%)	71人 (5.6%)	556人 (44.0%)
9	みんなが安心して学校に来られるように、いろいろなサポートがある	332人 (26.2%)	587人 (46.4%)	130人 (10.3%)	31人 (2.5%)	185人 (14.6%)	328人 (25.9%)
10	外国から来た子が、みんなと楽しく学校に通えるように、いろいろなサポートがある	255人 (20.2%)	459人 (36.3%)	100人 (7.9%)	26人 (2.1%)	425人 (33.6%)	114人 (9.0%)
11	なやみをいつでもだれかに相談できる	328人 (25.9%)	501人 (39.6%)	191人 (15.1%)	85人 (6.7%)	160人 (12.6%)	458人 (36.2%)
12	学校に来られない子に、いろいろなサポートがある	251人 (19.8%)	455人 (36.0%)	96人 (7.6%)	36人 (2.8%)	427人 (33.8%)	205人 (16.2%)
13	先生たちが、楽しくてわかりやすい授業をしてくれる	398人 (31.5%)	664人 (52.5%)	116人 (9.2%)	34人 (2.7%)	53人 (4.2%)	610人 (48.2%)
14	先生たちが、楽しく元気にはたらいっている	367人 (29.0%)	582人 (46.0%)	93人 (7.4%)	34人 (2.7%)	189人 (14.9%)	281人 (22.2%)
15	学校や通学路が安全で、安心して学校に通える	386人 (30.5%)	612人 (48.4%)	138人 (10.9%)	36人 (2.8%)	93人 (7.4%)	317人 (25.1%)
16	学校がいつもきれいで、気持ちよく過ごせる	231人 (18.3%)	605人 (47.8%)	246人 (19.4%)	86人 (6.8%)	97人 (7.7%)	353人 (27.9%)
17	地域の人たちといっしょに、いろいろな体験ができる	192人 (15.2%)	426人 (33.7%)	248人 (19.6%)	110人 (8.7%)	289人 (22.8%)	64人 (5.1%)
18	部活動が充実している	493人 (39.0%)	436人 (34.5%)	127人 (10.0%)	49人 (3.9%)	160人 (12.6%)	592人 (46.8%)

【小学校保護者】あなたの学校や、あなたについて、当てはまるものをえらんでください。

No.	項目	とても そう思う	そう思う	そう思わ ない	全くそう 思わない	わからな い	大切だと 思う
1	難しい問題につまずいたときに、先生がよりそってくれる	116人 (15.9%)	398人 (54.5%)	108人 (14.8%)	17人 (2.3%)	91人 (12.5%)	343人 (47.0%)
2	学校図書館にたくさんの本があって、読書を楽しめる	140人 (19.2%)	432人 (59.2%)	56人 (7.7%)	9人 (1.2%)	93人 (12.7%)	90人 (12.3%)
3	タブレットやパソコンなどを使って、いろいろなことができる	103人 (14.1%)	415人 (56.8%)	128人 (17.5%)	23人 (3.2%)	61人 (8.4%)	121人 (16.6%)
4	英語をつかって自分の考えや気持ちを伝えられるように、たくさん話す授業がある	39人 (5.3%)	190人 (26.0%)	249人 (34.1%)	70人 (9.6%)	182人 (24.9%)	98人 (13.4%)
5	みんながやさしい気持ちで過ごせるような、思いやりの心を大切にしている	99人 (13.6%)	397人 (54.4%)	115人 (15.8%)	28人 (3.8%)	91人 (12.5%)	388人 (53.2%)
6	いじめやけんかが起きたとき、学校に、たよりになる大人がいる	74人 (10.1%)	359人 (49.2%)	120人 (16.4%)	36人 (4.9%)	141人 (19.3%)	433人 (59.3%)
7	健康な体を作るために、運動や食事について学ぶことができる	43人 (5.9%)	364人 (49.9%)	148人 (20.3%)	17人 (2.3%)	158人 (21.6%)	101人 (13.8%)
8	おいしくて栄養がある給食が食べられる	121人 (16.6%)	368人 (50.4%)	126人 (17.3%)	65人 (8.9%)	50人 (6.8%)	274人 (37.5%)
9	みんなが安心して学校に来られるように、いろいろなサポートがある	85人 (11.6%)	394人 (54.0%)	85人 (11.6%)	23人 (3.2%)	143人 (19.6%)	271人 (37.1%)
10	外国から来た子が、みんなと楽しく学校に通えるように、いろいろなサポートがある	76人 (10.4%)	329人 (45.1%)	44人 (6.0%)	9人 (1.2%)	272人 (37.3%)	46人 (6.3%)
11	なやみをいつでもだれかに相談できる	54人 (7.4%)	344人 (47.1%)	149人 (20.4%)	33人 (4.5%)	150人 (20.5%)	309人 (42.3%)
12	学校に来られない子に、いろいろなサポートがある	41人 (5.6%)	212人 (29.0%)	88人 (12.1%)	26人 (3.6%)	363人 (49.7%)	99人 (13.6%)
13	先生たちが、楽しくてわかりやすい授業をしてくれる	97人 (13.3%)	414人 (56.7%)	92人 (12.6%)	13人 (1.8%)	114人 (15.6%)	349人 (47.8%)
14	先生たちが、楽しく元気にはたらいっている	77人 (10.5%)	361人 (49.5%)	70人 (9.6%)	16人 (2.2%)	206人 (28.2%)	216人 (29.6%)
15	学校や通学路が安全で、安心して学校に通える	80人 (11.0%)	400人 (54.8%)	169人 (23.2%)	48人 (6.6%)	33人 (4.5%)	303人 (41.5%)
16	学校がいつもきれいで、気持ちよく過ごせる	44人 (6.0%)	404人 (55.3%)	170人 (23.3%)	35人 (4.8%)	77人 (10.5%)	150人 (20.5%)
17	地域の人たちといっしょに、いろいろな体験ができる	47人 (6.4%)	335人 (45.9%)	132人 (18.1%)	19人 (2.6%)	197人 (27.0%)	59人 (8.1%)

【中学校保護者】あなたの学校や、あなたについて、当てはまるものをえらんでください。

No.	項目	とても そう思う	そう思う	そう思わ ない	全くそう 思わない	わからない	大切だと 思う
1	難しい問題につまずいたときに、先生がよりそってくれる	38人 (8.4%)	236人 (52.0%)	76人 (16.7%)	20人 (4.4%)	84人 (18.5%)	230人 (50.7%)
2	学校図書館にたくさんの本があって、読書を楽しめる	44人 (9.7%)	177人 (39.0%)	61人 (13.4%)	9人 (2.0%)	163人 (35.9%)	45人 (9.9%)
3	タブレットやパソコンなどを使って、いろいろなことができる	44人 (9.7%)	248人 (54.6%)	65人 (14.3%)	27人 (5.9%)	70人 (15.4%)	86人 (18.9%)
4	英語をつかって自分の考えや気持ちを伝えられるように、たくさん話す授業がある	13人 (2.9%)	103人 (22.7%)	133人 (29.3%)	27人 (5.9%)	178人 (39.2%)	72人 (15.9%)
5	みんながやさしい気持ちで過ごせるような、思いやりの心を大切にしている	27人 (5.9%)	221人 (48.7%)	80人 (17.6%)	39人 (8.6%)	87人 (19.2%)	220人 (48.5%)
6	いじめやけんかが起きたとき、学校に、たよりになる大人がいる	35人 (7.7%)	189人 (41.6%)	80人 (17.6%)	39人 (8.6%)	111人 (24.4%)	252人 (55.5%)
7	健康な体を作るために、運動や食事について学ぶことができる	16人 (3.5%)	205人 (45.2%)	90人 (19.8%)	19人 (4.2%)	124人 (27.3%)	41人 (9.0%)
8	おいしくて栄養がある給食が食べられる	50人 (11.0%)	240人 (52.9%)	81人 (17.8%)	52人 (11.5%)	31人 (6.8%)	169人 (37.2%)
9	みんなが安心して学校に来られるように、いろいろなサポートがある	14人 (3.1%)	203人 (44.7%)	82人 (18.1%)	25人 (5.5%)	130人 (28.6%)	146人 (32.2%)
10	外国から来た子が、みんなと楽しく学校に通えるように、いろいろなサポートがある	17人 (3.7%)	145人 (31.9%)	43人 (9.5%)	4人 (0.9%)	245人 (54.0%)	19人 (4.2%)
11	なやみをいつでもだれかに相談できる	22人 (4.8%)	182人 (40.1%)	91人 (20.0%)	39人 (8.6%)	120人 (26.4%)	194人 (42.7%)
12	学校に来られない子に、いろいろなサポートがある	12人 (2.6%)	111人 (24.4%)	51人 (11.2%)	23人 (5.1%)	257人 (56.6%)	68人 (15.0%)
13	先生たちが、楽しくてわかりやすい授業をしてくれる	23人 (5.1%)	194人 (42.7%)	82人 (18.1%)	22人 (4.8%)	133人 (29.3%)	245人 (54.0%)
14	先生たちが、楽しく元気にはたらいっている	22人 (4.8%)	211人 (46.5%)	66人 (14.5%)	7人 (1.5%)	148人 (32.6%)	127人 (28.0%)
15	学校や通学路が安全で、安心して学校に通える	10人 (2.2%)	234人 (51.5%)	150人 (33.0%)	29人 (6.4%)	31人 (6.8%)	142人 (31.3%)
16	学校がいつもきれいで、気持ちよく過ごせる	13人 (2.9%)	238人 (52.4%)	85人 (18.7%)	19人 (4.2%)	99人 (21.8%)	81人 (17.8%)
17	地域の人たちといっしょに、いろいろな体験ができる	8人 (1.8%)	101人 (22.2%)	129人 (28.4%)	35人 (7.7%)	181人 (39.9%)	30人 (6.6%)
18	部活動が充実している	47人 (10.4%)	185人 (40.7%)	126人 (27.8%)	59人 (13.0%)	37人 (8.1%)	103人 (22.7%)

【小学校教職員】あなたの学校や、あなたについて、当てはまるものをえらんでください。

No.	項目	とても そう思う	そう思う	そう思わ ない	全くそう 思わない	わからな い	大切だと 思う
1	難しい問題につまずいたときに、先生がよりそってくれる	42人 (26.3%)	111人 (69.4%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	7人 (4.4%)	61人 (38.1%)
2	学校図書館にたくさんの本があって、読書を楽しめる	51人 (31.9%)	96人 (60.0%)	10人 (6.3%)	0人 (0.0%)	3人 (1.9%)	19人 (11.9%)
3	タブレットやパソコンなどを使って、いろいろなことができる	33人 (20.6%)	94人 (58.8%)	24人 (15.0%)	1人 (0.6%)	8人 (5.0%)	18人 (11.3%)
4	英語をつかって自分の考えや気持ちを伝えられるように、たくさん話す授業がある	17人 (10.6%)	90人 (56.3%)	31人 (19.4%)	2人 (1.3%)	20人 (12.5%)	1人 (0.6%)
5	みんながやさしい気持ちで過ごせるような、思いやりの心を大切にしている	49人 (30.6%)	99人 (61.9%)	7人 (4.4%)	0人 (0.0%)	5人 (3.1%)	107人 (66.9%)
6	いじめやけんかが起きたとき、学校に、たよりになる大人がいる	52人 (32.5%)	99人 (61.9%)	1人 (0.6%)	0人 (0.0%)	8人 (5.0%)	84人 (52.5%)
7	健康な体を作るために、運動や食事について学ぶことができる	19人 (11.9%)	114人 (71.3%)	16人 (10.0%)	1人 (0.6%)	10人 (6.3%)	7人 (4.4%)
8	おいしくて栄養がある給食が食べられる	41人 (25.6%)	79人 (49.4%)	29人 (18.1%)	5人 (3.1%)	6人 (3.8%)	19人 (11.9%)
9	みんなが安心して学校に来られるように、いろいろなサポートがある	56人 (35.0%)	99人 (61.9%)	1人 (0.6%)	0人 (0.0%)	4人 (2.5%)	80人 (50.0%)
10	外国から来た子が、みんなと楽しく学校に通えるように、いろいろなサポートがある	48人 (30.0%)	91人 (56.9%)	11人 (6.9%)	1人 (0.6%)	9人 (5.6%)	25人 (15.6%)
11	なやみをいつでもだれかに相談できる	35人 (21.9%)	109人 (68.1%)	9人 (5.6%)	0人 (0.0%)	7人 (4.4%)	61人 (38.1%)
12	学校に来られない子に、いろいろなサポートがある	41人 (25.6%)	103人 (64.4%)	9人 (5.6%)	0人 (0.0%)	7人 (4.4%)	39人 (24.4%)
13	先生たちが、楽しくてわかりやすい授業をしてくれる	33人 (20.6%)	111人 (69.4%)	3人 (1.9%)	0人 (0.0%)	13人 (8.1%)	111人 (69.4%)
14	先生たちが、楽しく元気にはたらいっている	24人 (15.0%)	101人 (63.1%)	17人 (10.6%)	5人 (3.1%)	13人 (8.1%)	95人 (59.4%)
15	学校や通学路が安全で、安心して学校に通える	19人 (11.9%)	110人 (68.8%)	18人 (11.3%)	0人 (0.0%)	13人 (8.1%)	24人 (15.0%)
16	学校がいつもきれいで、気持ちよく過ごせる	17人 (10.6%)	99人 (61.9%)	30人 (18.8%)	6人 (3.8%)	8人 (5.0%)	36人 (22.5%)
17	地域の人たちといっしょに、いろいろな体験ができる	18人 (11.3%)	73人 (45.6%)	36人 (22.5%)	5人 (3.1%)	28人 (17.5%)	13人 (8.1%)

【中学校教職員】あなたの学校や、あなたについて、当てはまるものをえらんでください。

No.	項目	とても そう思う	そう思う	そう思わ ない	全くそう 思わない	わからない	大切だと 思う
1	難しい問題につまずいたときに、先生がよりそってくれる	17人 (24.6%)	46人 (66.7%)	1人 (1.4%)	0人 (0.0%)	5人 (7.2%)	11人 (15.9%)
2	学校図書館にたくさんの本があって、読書を楽しめる	28人 (40.6%)	35人 (50.7%)	2人 (2.9%)	0人 (0.0%)	4人 (5.8%)	6人 (8.7%)
3	タブレットやパソコンなどを使って、いろいろなことができる	21人 (30.4%)	35人 (50.7%)	7人 (10.1%)	3人 (4.3%)	3人 (4.3%)	10人 (14.5%)
4	英語をつかって自分の考えや気持ちを伝えられるように、たくさん話す授業がある	13人 (18.8%)	31人 (44.9%)	7人 (10.1%)	0人 (0.0%)	18人 (26.1%)	4人 (5.8%)
5	みんながやさしい気持ちで過ごせるような、思いやりの心を大切にしている	24人 (34.8%)	41人 (59.4%)	1人 (1.4%)	1人 (1.4%)	2人 (2.9%)	43人 (62.3%)
6	いじめやけんかが起きたとき、学校に、たよりになる大人がいる	21人 (30.4%)	42人 (60.9%)	1人 (1.4%)	1人 (1.4%)	4人 (5.8%)	34人 (49.3%)
7	健康な体を作るために、運動や食事について学ぶことができる	13人 (18.8%)	44人 (63.8%)	4人 (5.8%)	1人 (1.4%)	7人 (10.1%)	8人 (11.6%)
8	おいしくて栄養がある給食が食べられる	18人 (26.1%)	34人 (49.3%)	11人 (15.9%)	3人 (4.3%)	3人 (4.3%)	5人 (7.2%)
9	みんなが安心して学校に来られるように、いろいろなサポートがある	27人 (39.1%)	36人 (52.2%)	3人 (4.3%)	0人 (0.0%)	3人 (4.3%)	36人 (52.2%)
10	外国から来た子が、みんなと楽しく学校に通えるように、いろいろなサポートがある	13人 (18.8%)	35人 (50.7%)	10人 (14.5%)	3人 (4.3%)	8人 (11.6%)	6人 (8.7%)
11	なやみをいつでもだれかに相談できる	18人 (26.1%)	42人 (60.9%)	3人 (4.3%)	0人 (0.0%)	6人 (8.7%)	31人 (44.9%)
12	学校に来られない子に、いろいろなサポートがある	24人 (34.8%)	35人 (50.7%)	6人 (8.7%)	1人 (1.4%)	3人 (4.3%)	21人 (30.4%)
13	先生たちが、楽しくてわかりやすい授業をしてくれる	22人 (31.9%)	40人 (58.0%)	2人 (2.9%)	0人 (0.0%)	5人 (7.2%)	45人 (65.2%)
14	先生たちが、楽しく元気にはたらいっている	17人 (24.6%)	40人 (58.0%)	6人 (8.7%)	2人 (2.9%)	4人 (5.8%)	41人 (59.4%)
15	学校や通学路が安全で、安心して学校に通える	12人 (17.4%)	41人 (59.4%)	9人 (13.0%)	1人 (1.4%)	6人 (8.7%)	14人 (20.3%)
16	学校がいつもきれいで、気持ちよく過ごせる	14人 (20.3%)	36人 (52.2%)	13人 (18.8%)	3人 (4.3%)	3人 (4.3%)	22人 (31.9%)
17	地域の人たちといっしょに、いろいろな体験ができる	10人 (14.5%)	29人 (42.0%)	20人 (29.0%)	5人 (7.2%)	5人 (7.2%)	2人 (2.9%)
18	部活動が充実している	14人 (20.3%)	42人 (60.9%)	7人 (10.1%)	2人 (2.9%)	4人 (5.8%)	6人 (8.7%)



綾瀬市教育委員会

発行年月 令和 8 年 3 月

編 集 教育部 教育総務課

〒252-1192 綾瀬市早川550番地

電 話 0467-77-1111 (代表)

F A X 0467-70-5705